

**令和3年度
エネルギー需給構造高度化対策に関する調査等事業**
(地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰制度関連実施事業)

【調査報告書】
令和4年2月28日



目次

実施概要	 P 2
実施内容	 P 5
（１）有識者会議の開催	 P 5
（２）長期で継続することを前提とした事業スキームの詳細検討	 P 11
（３）公募要領の作成	 P 18
（４）応募申請書類の作成	 P 50
（５）審査基準の作成	 P 63
（６）運営事務	 P 70
（７）地域共生再エネ顕彰制度ホームページの制作	 P 80
（８）ロゴマークの運用	 P 95
（９）顕彰制度の普及広報	 P 100
（１０）令和4年度以降の改善点に関する検討	 P 111

実施概要

【目的】

2018年7月3日に閣議決定された第5次エネルギー基本計画では、「再生可能エネルギーの主力電源化」を目指すことが明確化され、中長期的には、「再エネ」を他の電源と比較して競争力ある水準までのコスト低減とFIT制度からの自立化を図り、日本のエネルギー供給の一翼を担う長期安定的な主力電源にしていくこととなったことを受け、今後より地域共生に取り組む優良な再エネ事業を適切に評価し、普及促進することを目的として、顕彰する制度を創設するために本施策を実施。再生可能エネルギーの更なる導入拡大に向けては、再エネ事業が地元を受け入れられ、地域に定着することが重要と考え。再エネ事業において、地域が恩恵を感じられる取組、地域共生の取組を実施し効果を図り、地域と共生するための優良な取組を実施している再エネ事業を「地域共生再エネ」として顕彰し、広く世の中に伝え地域共生再エネの取組を普及拡大に努めた。

【実施内容一覧】

- | | |
|--------------------------------|---|
| (1) 有識者会議の開催 | ・「制度検討委員会」と「審査委員会」の2つの委員会で構成
・委員の選定にあたっては「地域共生型再エネ事業顕彰制度検討会」のメンバーを基本とし、中立的な立場での審査等が行われることを前提とした |
| (2) 長期で継続することを前提とした事業スキームの詳細検討 | ・事務局にてスキーム案を検討し2回開催した制度検討委員会に諮った
・地域共生の在り方は、その地域によって異なるため、市区町村も連携市区町村として登録を必須とした
・知見の獲得のため、R3年度は年間40件程度の顕彰とした |
| (3) 公募要領の作成 | ・制度検討委員会で決定したスキームを基に、公募要領を作成
・公募要領は顕彰WEBサイトで公開し、ダウンロードできるようにした |
| (4) 応募申請書類の作成 | ・制度検討委員会で決定したスキームを基に、審査要綱を作成
・申請書類は顕彰WEBサイトで公開し、ダウンロードできるようにした |
| (5) 審査基準の作成 | ・制度検討委員会で決定したスキームを基に、申請書類を作成
・申請書類は顕彰WEBサイトで公開し、ダウンロードできるようにした |
| (6) 運営事務 | ・事務局用メールアドレスを作成し、メールベースで問合せ対応を行った
・平日10:00～17:00をベースに稼働量に応じて柔軟な対応を行った |
| (7) 地域共生再エネ顕彰制度ホームページの制作 | ・申請数の増加、申請コストの削減、申請者の作業軽減、申請書類の入力コスト削減を念頭に置き、制作した
・経済産業省ウェブサイトガイドラインに準拠したホームページを制作した |
| (8) ロゴマークの運用 | ・商標権等の知的財産権調査等を適切に行い、使用可能性を調査した
商標出願等の不正利用を防止する対策を講じるための支援をおこない、ロゴマークの利用規約を作成した |
| (9) 顕彰制度の普及・広報 | ・チラシの制作、ENEX2022への出展、事例集の作成を行った
・各広報媒体は使用用途をはっきりさせ実用的になるよう心掛けた |
| (10) 令和4年度以降の改善点に関する検討 | ・委員や事業者、市区町村等から次年度の対するご意見をいただいた
・次年度以降は頂いた内容をベースに検討すべきである |

実施内容

(1) 有識者会議の開催

(1) 有識者会議の開催

【概要】

■ 役割

有識者会議は、①「制度検討委員会」と②「審査委員会」の2つの委員会で構成。

①「制度検討委員会」は制度のスキームや審査基準の検討、次年度以降の制度検討を行うことが目的

②「審査委員会」は申請があった事業について採択の可否を審査することを目的

上記2つの委員会を設置した。

■ 委員選定

有識者会議の委員については、中立的な立場での審査等が行われることを前提としてメンバー選定を行った。

①制度検討委員会：13名

②審査委員会委員：8名

(1) 有識者会議の開催

■ 開催回数・日時

制度検討委員会を2回、審査委員会を1回、計3回有識者会議を開催。
開催日時は以下の通り。

<制度検討委員会>

- ①第1回：令和3年6月17日(火) 15:30-17:30
- ②第2回：令和3年7月7日(水) ※書面開催

<審査委員会>

- ③令和4年1月18日 10:00-12:00

(1) 有識者会議の開催

【第1回制度検討委員会】

■ 開催日時

令和3年6月17 日(火) 15:30-17:30

■ 開催方式

Microsoft Teamsによるオンラインミーティング

■ 実施概要

7月下旬の第1回公募開始に向けて、詳細な執行スキームについて議論した。

■ 議事次第

- 1.有識者会議(制度検討委員会・審査委員会)の役割、構成委員の紹介
- 2.議事の進め方の確認
- 3.事業執行スキームの検討
 - (1) 制度検討委員会の目的
 - (2) 昨年度の振り返り
 - (3) 想定スケジュール
 - (4) 執行スキームの全体像
 - (5) 申請
 - (6) 市区町村による評価
 - (7) 審査
 - (8) 顕彰の位置付け
- (附録) 委員会終了後のご意見

(1) 有識者会議の開催

【第2回制度検討委員会】

■ 開催日時

令和3年7月7日(水)

■ 開催方式

メールベースでの書面開催

■ 実施概要

第1回制度検討委員会の議論を踏まえ、制度のスキーム等を委員に確認、改めて意見をいただいた。
またその意見を踏まえ、公募に関する各種資料への反映をした。

■ 議事次第

1. 事業執行スキームの検討

- (1) 指摘事項に対する対応
- (2) 顕彰の規約
- (3) 顕彰のフォローアップ方法
- (4) 審査要綱

(1) 有識者会議の開催

【審査委員会】

■ 開催日時

令和4年1月18日(火)10:00-12:30

■ 開催方式

Microsoft Teamsによるオンラインミーティング

■ 実施概要

第1回公募と第2回公募の申請について、事前に書面審査していただいた内容をまとめた事務局作成の評価表を基に、審査委員に議論いただき「顕彰事業」として採択・不採択を選定した。

■ 議事次第

1. 資源エネルギー庁新エネルギーシステム課より挨拶
2. 審査委員の紹介
3. 審査
 - (1) 審査委員会の進め方について
 - (2) 個別審査（採択・不採択事業の決定）
4. 今後のスケジュールの確認
5. 委員長及び委員からの総括コメント

（２）長期で継続することを 前提とした事業スキームの詳細検討

(2) 長期で継続することを 前提とした事業スキームの詳細検討

【概要】

スキーム検討にあたっては、公募開始前に資源エネルギー庁と協議の上、事務局にてスキーム案を検討し2回開催した制度検討委員会に諮った。

オンライン形式で開催した第1回制度検討委員会では、検討したスキーム案を検討委員の方々に議論いただき、ご意見をいただいた。

書面形式で開催した第2回制度検討委員会では、第1回制度検討委員会にて委員からいただいた意見を基に、事務局内で案を再検討し、再度検討案を諮った。

2回の制度検討委員会を経て、公募要領や顕彰の規約等各種資料への反映を行い、公募のベースとなるスキームが決定した。

【スキームの内容】

1. 事業の目的

再生可能エネルギーの一層の導入に向けては、再エネ事業が地元を受け入れられ、地域に定着することが重要である。そのためには、再エネ事業において、地域の雇用や産業の創出、観光振興、まちづくり、災害時の電力供給など、地域に裨益し、地域と共生する取組を実施していくことが効果的と考えられる。そこで、本事業「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰事業」では、地域との共生を図りつつ、地域における再生可能エネルギーの導入に取り組む優良な事業に対して、「地域共生マーク」を付与し顕彰することで、地域と共生した再生可能エネルギー事業の普及・促進を図ることを目的とする。

2. 申請要件

【申請者の要件】

- (1) 代表申請者となる申請者は、「申請事業の要件」に定める事業を実施する者であること。
- (2) 共同申請者となる申請者は、「申請事業の要件」に定める事業を実施する者、又は当該事業の実施を支援する者であること
- (3) 複数の者が共同で「申請事業の要件」に定める事業を実施する場合は、当該複数の者の全てが申請者となること。
- (4) 日本国内において法人格を有する者であること（自治体及び自治体が出資する事業者を含む）
- (5) 本事業の目的を理解し、これに賛同する者であること。
- (6) 本事業の円滑な運営のため、事務局からの照会等に誠実に対応できる者であること。
- (7) 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられた者でないこと。
- (8) 違法行為を行っている、又は暴力団等の反社会的勢力と関係している等、事務局が社会通念等に照らして不相当であると判断する者でないこと。

【申請事業の要件】

(1) 再生可能エネルギーによる発電設備、再生可能エネルギーによる熱供給設備又はその両方を使用して、再生可能エネルギーによる電気、再生可能エネルギーによる熱又はその両方を供給する事業であること（再生可能エネルギーと他のエネルギーとを組み合わせる場合を含む）。

(2) 設備の安全性が確保されているとともに、当該事業についての住民理解を得ている事業であること。

(3) 地域に貢献する事業であり、地域共生再エネ3要件（「地域社会の産業基盤の構築」「災害時の安定供給の確保」「長期的な事業実行計画」）の少なくともいずれかの趣旨に沿ったものであること。

<参考：地域共生再エネ3要件の趣旨に沿っていると考えられる事業の例>

- ・再生可能エネルギーを活用した地域マイクログリッドにより災害時のエネルギーの供給を可能とする
- ・太陽光発電の自立運転機能により災害時に近隣への電力の供給を可能とする
- ・森林資源を利用したバイオマス発電事業において、卒FIT後の長期的な事業計画を策定し、雇用創出や地域への利益還元を行う

(2) 長期で継続することを 前提とした事業スキームの詳細検討

【スキームの内容】

- (4) 申請事業が6ヶ月以上の実績を有していること。
- (5) 申請事業が関連する市区町村が、〇月〇日【公募×切＋促しに要する期間を考慮した日】の時点で本事業の協賛市区町村として登録していること（関連する市区町村とは、申請事業における再エネ発電設備、再エネ熱供給設備又はその両方が設置されている市区町村とし、当該市区町村が複数ある場合には、該当する全ての市区町村とする）。
- (6) 申請事業において違法行為が行われている、申請事業に暴力団等の反社会的勢力が関係している等、事務局が社会通念等に照らして不相当であると判断する事業でないこと。

【申請要件に関する留意事項】

- ・申請要件を明らかに満たさないと判断される申請については、受理しないことがある。
- ・申請後に申請要件を満たさなくなった場合、申請要件を満たさないことが判明した場合、又は虚偽の申請内容が明らかとなった場合等は、申請受理後又は審査委員会による審査開始後であっても審査対象外とすることがある。

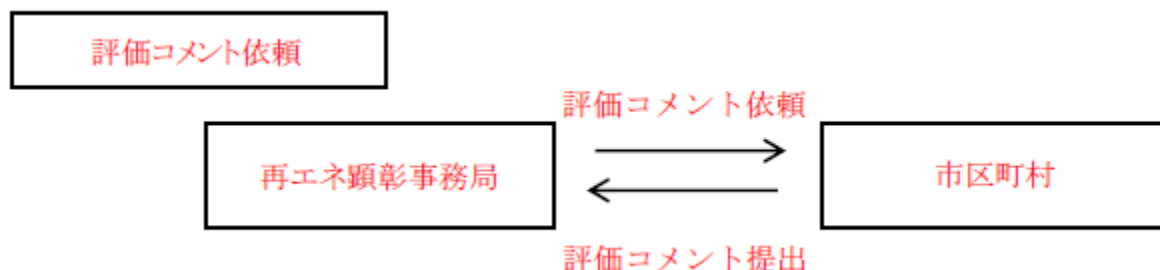
3. 対象となる再生可能エネルギーの例

- ①太陽エネルギー（太陽光発電、太陽熱利用）
- ②風力発電
- ③水力発電
- ④地熱発電
- ⑤バイオマスエネルギー（バイオマス発電、バイオマス熱利用）
- ⑥雪氷熱利用
- ⑦地中熱利用
- ⑧温度差熱利用
- ⑨その他再生可能エネルギー（海洋温度差発電、波力発電、潮汐・潮流発電など）

4. 市区町村による評価

本事業では、資源エネルギー庁の公募に対して申請者が事業単位で応募し、資源エネルギー庁が組織する審査委員会において、採択の可否を審査する。

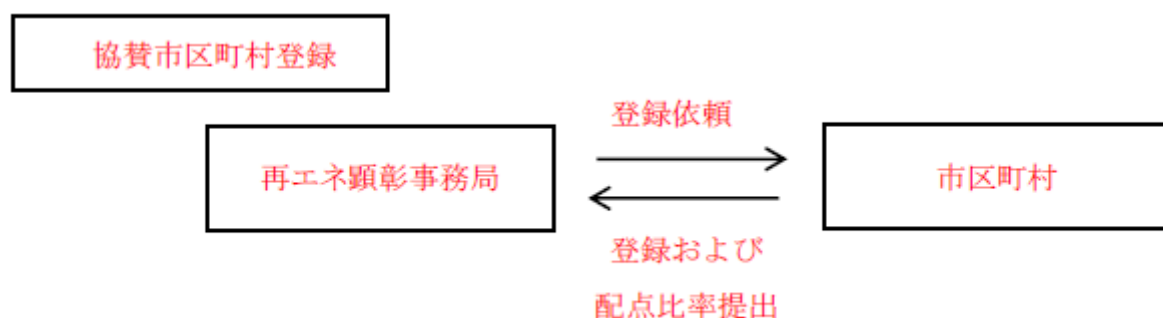
その際、望ましい地域共生の在り方は地域によって異なること、及び申請事業が地域と共生しているか否かについては、当該事業が関連する市区町村の意見を考慮することが重要であることから、審査の一環として、関連する市区町村には、申請事業についての評価コメントの作成と提出を依頼する。



(2) 長期で継続することを 前提とした事業スキームの詳細検討

【スキームの内容】

本事業の趣旨に賛同する市区町村には、予め協賛市区町村として事務局に登録することとする。評価コメントの作成は、事務局から協賛市区町村に対して依頼する。なお、申請事業が関連する市区町村が協賛市区町村に登録していることが、申請要件となる。登録に際しては、申請事業を審査するための指標である「地域共生再エネ3要件」について、地域のニーズを踏まえて各要件の配点比率を指定することとする。



5. 申請手続き

(1) 申請受付期間令和3年7月●日(▲)～8月●日(▲)(正午必着)

(2) 申請書類の提出方法・提出は電子メールでの受付のみとする。申請書の電子ファイルに必要事項を記入の上、事務局のメールアドレス宛てに提出する。

提出する際は、申請書類をそれぞれPDF化したファイルを提出する。また、申請書様式としてダウンロードした編集可能な形式(Microsoft Word・Microsoft Excel・Microsoft PowerPoint)も併せて送付する。

(3) 申請書記載上の注意事項

- ・申請事業名称：申請事業に関する内容を簡潔に表現する名称とすること。

- ・共同申請：複数の者が共同で申請する場合は、事務局との連絡窓口となる代表として1者を決め、「代表」と「共同」それぞれの企業・団体概要と連絡先等を記入すること。

- ・申請者連絡先：担当者の記入欄には、事務局から申請の内容について問合せを行う場合に対応する連絡先を記入すること。

- ・申請受領後に事務局から、申請事業が関連する市区町村に対して評価の依頼を行うため、申請時に関連する市区町村が本事業の協賛市区町村として登録していない場合には、申請前に事務局に相談すること。

- ・申請後に、申請要件を満たさなくなった場合、又は申請要件を満たさないことが判明した場合は、速やかに事務局に報告すること。

- ・申請事業において、申請書に記載した内容の変更や、地域住民との紛争等、事業の実施に係る問題が発生した場合は、速やかに事務局に報告すること。(報告フォームについては今後事務局にて検討予定)

(2) 長期で継続することを 前提とした事業スキームの詳細検討

【スキームの内容】

6. 申請・審査の流れ

- ①申請者は、申請書を地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰事務局に電子メールで提出する。
- ②事務局は、受領確認のメールを返送する。
- ③事務局は、事前審査（申請要件の充足確認）を行う。要件不充足の場合は申請者に連絡して補正を促す。それでもなお不充足の場合は不受理とする。
- ④事務局は、③と並行して方式審査（申請書の記載内容の形式チェック）を行う。不備がある場合は申請者に連絡して修正を促す。それでもなお不備が残る場合は不受理とする。
- ⑤事務局は、③、④と並行して「関連する市区町村」の記載の妥当性を確認する。妥当でない場合は申請者に連絡して修正を促す。それでもなお妥当な市区町村が記載されない場合は不受理とする。
- ⑥事務局は、③、④、⑤を通過した申請について、「関連する市区町村」が本事業の協賛市区町村として登録しているかを確認し、登録していない場合には、事務局から当該市区町村に対して登録を促す。それでもなお登録されない場合は不受理とする。
- ⑦事務局は、③～⑥において不受理となった申請について、申請者、及び関連する市区町村に理由を付して不受理を通知する。
- ⑧事務局は、③～⑥を経た不備のない申請について受理し、関連する市区町村に評価（コメント）を依頼する。評価（コメント）は、市区町村が把握している事実（客観）、及び顕彰についての意見（主観）の記載を依頼する。
- ⑨関連する市区町村は評価（コメント）を行い、事務局に返送する。なお、評価項目の一部又は全部について、「評価不能」とすることも可とするが、空欄にはせず、「判断に必要な情報が不十分のため回答不可」等、判断できない理由の記載を前提とする。
- ⑩事務局は、申請書、関連する市区町村からの評価（コメント）結果、及び書類審査用資料を合わせて、審査委員に書面審査を依頼する。なお関連する市区町村の評価において評価項目の一部又は全部について、「評価不能」または「空欄」があった場合にも審査する。
- ⑪審査委員は、書面審査を行い申請毎に採点を行うと共に、ヒアリング事項を事務局に提出する。審査委員からの直接ヒアリングを希望する場合は、その旨を事務局へ申告する。
- ⑫事務局は、審査委員からのヒアリング事項を集約し、申請者にヒアリングを行う。ヒアリング結果は集約して審査委員に報告する。
- ⑬審査委員から直接ヒアリングを希望された申請者へのヒアリングを、事務局担当者同席のもと実施し、ヒアリング内容（録画した動画等）は全審査委員へ報告する。
- ⑭審査委員は、ヒアリング結果を踏まえて採点の修正を行う。
- ⑮事務局は、審査委員会を開催する。
- ⑯審査委員会は、「採択の可否」について審査し、審査結果を事務局に報告する。
- ⑰事務局は申請者に審査結果を通知する。採択、不採択共に理由を付記する。不採択となった場合は、関連する市区町村にも通知する。
- ⑱採択となった申請者は、顕彰の規約に同意する。
- ⑲事務局は、申請者が規約に同意した申請事業に対して顕彰を行うことを決定し、地域共生マークを付与する。併せて関連する市区町村に顕彰された旨を連絡する。

(2) 長期で継続することを 前提とした事業スキームの詳細検討

【スキームの内容】

7. 審査について

- (1) 審査方法学識経験者等から構成される「審査委員会」を設置し、次の手順で厳正に審査する。
- ①書類審査下記評価項目や関連する市区町村から提出される評価（コメント）を踏まえて審査する。
 - ②ヒアリング書類審査の結果、審査委員から出された質問事項を申請者へヒアリングし、その回答内容を踏まえて再度審査する。
 - ③審査委員会書類審査・ヒアリング結果を踏まえて、総合的に評価し、採択を決定する。
- (2) 評価項目
- 「地域共生再エネ3要件」、「安全性」、「住民理解」、「事業性・持続性」、「モデル性」、「新規性」の観点から総合的に評価する。地域共生再エネ3要件の評価においては、協賛市区町村が登録時に地域ニーズに基づいて設定した配点比率をそのまま適用する。

地域共生 再エネ3要件	【地域社会の産業基盤の構築】 ・地域での雇用や調達、関連産業の創出・発展といった経済的な貢献があるか ・収益の地域還元、地域インフラ・環境整備、公共サービスの拡充、人材育成・環境意識の醸成、まちづくり、教育、文化芸能等の社会的な貢献があるか
	【災害時の安定供給の確保】 ・系統途絶時に地域への供給ができるか ・更なるレジリエンス向上のために工夫を講じているか
	【長期的な事業実行計画】 ・長期的な事業継続の方針や、それを見据えた取組を実施しているか ・FIT 売電を行っている事業については、FIT 後の稼働継続の方針やそれを見据えた取組を実施しているか
安全性	・安全・立地に係る関係法令等や、事業計画策定ガイドラインに記載のある対策を取っているか ・更なる安全性確保のために工夫を講じているか
住民理解	・住民理解を得ているか ・住民説明会や交流機会の設置など、住民理解を得るための工夫を講じているか
事業性・持続性	・事業及び事業者の事業性は認められるか ・今後の主要な事業環境(リソースの調達・確保、主商材の販売、及び事業収益と関連の強い物価等)の見通しは明るいのか
モデル性	・他地域においても横展開可能なポイントが当該事業にあるか
新規性	・従来事例と比較して先行した、あるいは独創性のある取組み(事業スキーム、地域との連携、革新的な技術の活用普及活動等)や新技術等があるか

8. 審査結果の発表

- ・審査結果については、決定後速やかに申請者に通知する。不採択となった場合にも、その旨を通知する。採択、不採択は理由を付記して通知するが、理由付記の内容を超える理由、審査内容及び経過についての問い合わせには応じない。

(2) 長期で継続することを 前提とした事業スキームの詳細検討

【スキームの内容】

9. 顕彰の実施・地域共生マークの付与

- ・採択となった事業は、顕彰後の取扱い（有効期間、取消条件、地域共生マークの取扱い等）を定めた顕彰に関する規約に同意することにより、顕彰を受ける。
- ・顕彰事業については、経済産業省資源エネルギー庁のホームページ等の広報資料において紹介する。公開内容については事前に申請者と調整を行う。
- ・顕彰事業には地域共生マークを付与する。

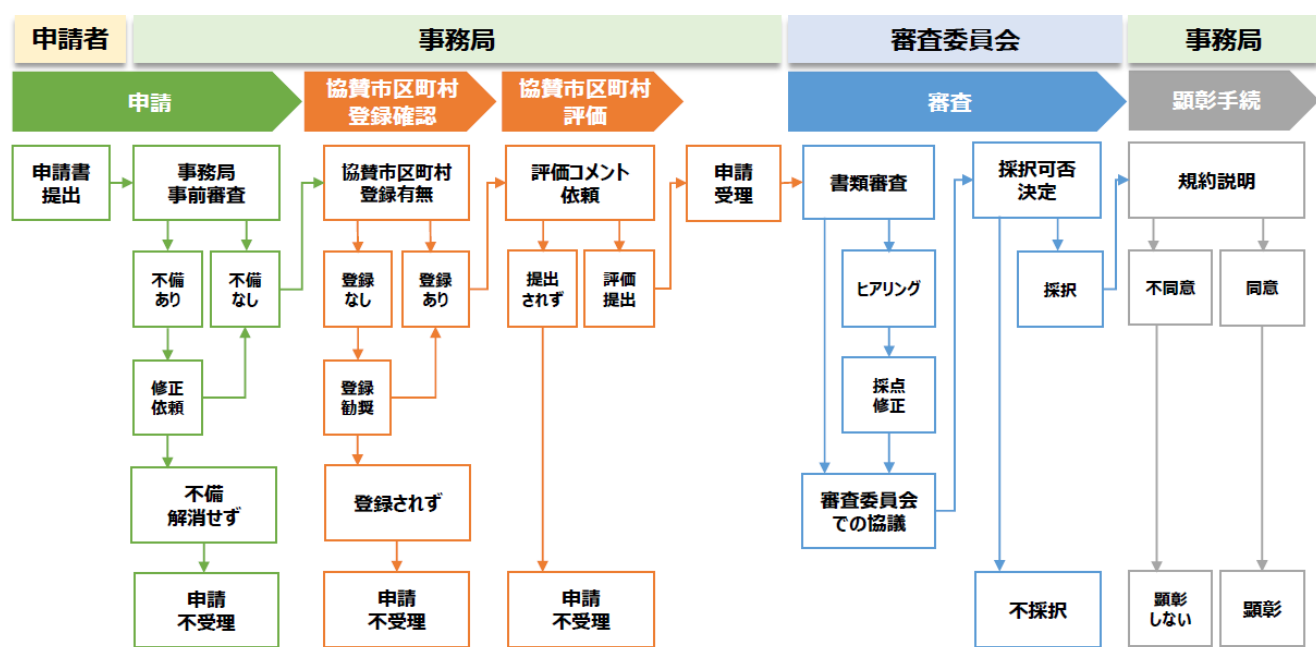
10. 顕彰事業者の定期報告義務および顕彰可否判定

顕彰事業者は顕彰を受けた翌年度以降の各年度末までに、顕彰事業の以下3項目について事務局へ定期報告を行うものとする。（報告フォームについては今後検討予定）

- ・事業内容（変更有無/変更内容（使用する再生可能エネルギーの追加・削除等））
 - ・申請者情報（変更有無/変更内容（代表または共同申請者の変更、共同申請者の追加・削除等））
 - ・協賛市区町村（変更有無/変更内容（協賛市区町村の追加・削除等））
- 顕彰事業者からの報告に、顕彰可否に影響する内容が含まれると事務局が判断した場合には、以下対応を実施する。
- ① 協賛市区町村への再評価を依頼する。
 - ② 直近で開催される審査委員会に諮り、顕彰可否の再判定を依頼する。

尚、協賛市区町村による顕彰事業への評価に変更が生じた場合には、いつでも協賛市区町村から事務局宛に報告することを可能とする。事務局は協賛市区町村からの報告内容に、顕彰可否に影響する内容が含まれるかを速やかに判断し、特に申告対象の事業が顕彰事業に相応しくないと判断した場合には、顕彰を取り消すことが可能とする。

＜スキーム概要フロー＞



(3) 公募要領の作成

(3) 公募要領の作成

【概要】

- ・制度検討委員会で決定したスキームを基に、下記の通り公募要領を作成
- ・公募要領は顕彰WEBサイトで公開し、ダウンロードできるようにした
- ・自治体も本事業に連携市区町村として登録が必要なことから、自治体向けのガイドラインも別途作成

【公募要領の内容】

令和3年10月13日更新

令和3年度
地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰
(地域共生再エネ顕彰)
公募要領

地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰事務局

(3) 公募要領の作成

【公募要領の内容】（続き）

目次		令和3年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰
1. 事業概要		
1.1	事業名称	3
1.2	事業目的	3
1.3	申請要件	3
1.4	対象となる再生可能エネルギー	4
1.5	事業全体スケジュール	5
2. 公募～顕彰事業決定		
2.1	公募	7
2.2	申請の手順	7
2.3	申請書類作成時の注意事項	7
2.4	申請受付件数の上限について	7
2.5	申請書類の提出方法	8
2.6	申請時の提出書類	8
2.7	事前審査	8
2.8	市区町村による評価	9
2.9	申請書類の提供	9
2.10	申請を受理しなかった場合の通知	9
2.11	審査委員による審査	10
2.12	採択結果の通知	11
2.13	顕彰の実施・地域共生マークの付与	11
2.14	顕彰事業のフォローアップ	11
2.15	個人情報の取り扱い	12
3. 資料		
資料1	日本標準産業分類	14

(3) 公募要領の作成

【公募要領の内容】(続き)

1. 事業概要

【公募要領の内容】(続き)

1. 事業概要

令和3年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰

1.1 事業名称

地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰(地域共生再エネ顕彰)

1.2 事業目的

再生可能エネルギーの一層の拡大に向けては、再エネ事業が地元に受け入れられ、地域に定着することが重要である。そのためには、再エネ事業において、地域の雇用や産業の創出、観光振興、まちづくり、災害時の電力供給など、地域に裨益し、地域と共生する取組を実施していくことが効果的と考えられる。そこで、本事業「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰」では、地域との共生を図りつつ、地域における再生可能エネルギーの導入に取り組む優良な事業に対して、「地域共生マーク」を付与し、顕彰するとともに国の広報媒体等でPRを行うことで、地域と共生した再生可能エネルギー事業の普及・促進を図ることを目的とする。

1.3 申請要件

【申請者の要件】

1. 代表申請者となる申請者は、「申請事業の要件」に定める事業を実施する者であること。
2. 共同申請者となる申請者は、「申請事業の要件」に定める事業を実施する者、又は当該事業の実施を支援する者であること。
3. 複数の者が共同で「申請事業の要件」に定める事業を実施する場合は、当該複数の者の全てが申請者となること。
4. 日本国内において法人格を有する者であること(自治体及び自治体が出資する事業者を含む)。ただし、法人格を有さない事業者でも申請者の要件を満たす場合があるため、法人格を有さない事業者等が代表又は共同申請者として申請を検討する場合は、事務局まで相談すること。
5. 本事業の目的を理解し、これに賛同する者であること。
6. 本事業の円滑な運営のため、事務局からの照会等に誠実に対応できる者であること。
7. 国の行政機関から補助金等停止措置又は指名停止措置等が講じられた者でないこと。
8. 違法行為を行っている、又は暴力団等の反社会的勢力と関係している等、事務局が社会通念等に照らして不相当であると判断する者でないこと。

【申請事業の要件】

1. 再生可能エネルギーによる発電設備、再生可能エネルギーによる熱供給設備又はその両方を使用して、再生可能エネルギーによる電気、再生可能エネルギーによる熱又はその両方を供給する事業であること(再生可能エネルギーと他のエネルギーとを組み合わせる場合を含む)。
2. 設備の安全性が確保されているとともに、当該事業についての住民理解を得ている事業であること。
3. 地域に貢献する事業であり、地域共生再エネ3要件(10ページ参照。「地域社会の産業基盤の構築」「災害時の安定供給の確保」「長期的な事業実行計画」)の少なくともいずれかの趣旨に沿ったものであること。
4. 申請事業が6ヶ月以上の実績を有していること。
5. 申請事業が関連する市区町村が、11月19日時点で本事業の連携市区町村として登録していること(関連する市区町村とは、申請事業における再エネ発電設備、再エネ熱供給設備又はその両方が設置されている市区町村とし、当該市区町村が複数ある場合には、該当する全ての市区町村とする)。

(3) 公募要領の作成

【公募要領の内容】(続き)

1. 事業概要

令和3年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰

【申請事業の要件】(つづき)

6. 申請事業において違法行為が行われている、申請事業に暴力団等の反社会的勢力が関係している等、事務局が社会通念等に照らして不適当であると判断する事業でないこと。

<参考:地域共生再エネ3要件の趣旨に沿っていると考えられる事業の例>

- ・ 再生可能エネルギーを活用した地域マイクログリッドにより災害時のエネルギーの供給を可能とする
- ・ 太陽光発電の自立運転機能により災害時に近隣への電力の供給を可能とする
- ・ 森林資源を利用したバイオマス発電事業において、卒FIT後の長期的な事業計画を策定し、雇用創出や地域への利益還元を行う

注) 申請者又は申請事業が、申請要件を明らかに満たさないと判断される場合は、申請を受理しない。

1.4 対象となる再生可能エネルギーの例

- ① 太陽エネルギー(太陽光発電、太陽熱利用)
- ② 風力発電
- ③ 水力発電
- ④ 地熱発電
- ⑤ バイオマスエネルギー(バイオマス発電、バイオマス熱利用)
- ⑥ 雪氷熱利用
- ⑦ 地中熱利用
- ⑧ 温度差熱利用
- ⑨ その他再生可能エネルギー(海洋温度差発電、波力発電、潮汐・潮流発電など)

(3) 公募要領の作成

【公募要領の内容】（続き）

1. 事業概要				
令和3年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰				
1.5	事業全体スケジュール(予定)		※以下は第2回公募の想定スケジュールです	
事項	申請者	事務局	市区町村	審査委員会
●連携市区町村登録 10月18日～		連携市区町村登録	連携市区町村登録書提出	
●公募期間 10月18日～11月5日 ●申請書類の修正・追記 申請書類受領～11月12日	申請書類提出 申請書類の修正・追記	申請書類受領 事前審査	評価依頼受領	
●連携市区町村による配点比率、評価コメント作成 10月18日～11月19日		配点比率、評価コメント受領	配点比率、評価コメント作成	
●書類審査 11月22日～12月5日 ●ヒアリング 12月6日～12月14日	質問事項回答	ヒアリング 回答受領	書類審査 評価確定	書類審査 審査委員会
●審査委員会 1月中旬				採択決定
●採択結果通知 1月中旬～下旬	採択結果受領	採択結果通知	採択結果受領	
●地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰規約への同意確認 1月下旬 ●顕彰事業決定/顕彰事業発表 1月下旬	顕彰規約への同意 顕彰規約同意書送付	顕彰規約同意書送付 顕彰規約同意書受領 顕彰事業決定 顕彰事業発表	顕彰事業通知	
●地域共生マーク送付 1月下旬～2月上旬 ●事例集作成・HP掲載等 1月下旬～2月上旬	地域共生マーク受領	地域共生マーク送付 事例集作成 事例集公開 HP掲載		

注) スケジュールは変更となることもある。

【公募要領の内容】(続き)

2. 公募～顕彰事業決定

(3) 公募要領の作成

【公募要領の内容】(続き)

2. 公募～顕彰事業決定

令和3年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰

2.1 公募

① 顕彰事業の公募

本事業では顕彰事業の一般公募を行う。

顕彰WEBサイト

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/saiene_kensho/)

にて公募関連情報を随時公表する。

② 公募期間

第2回公募：令和3年10月18日(月)～11月5日(金) 12時(必着)

2.2 申請の手順

申請者は以下の手順で申請書類を提出すること。

公募要領の確認

- ・公募要領の内容を確認。
※ 地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰規約、よくある質問(顕彰WEBサイトに掲載)も併せて確認のこと。

申請書類の作成

- ・申請書類の作成。
※ 顕彰WEBサイトに掲載する申請書類の様式を使用すること。

申請書類の提出

- ・「2-5申請時の提出書類」(8ページ参照)に則り、必要書類一式を添付した電子メールを事務局宛に送付。

2.3 申請書類作成時の注意事項

- ① 申請書類受領後に、事務局から連携市区町村に対して評価コメントの作成を依頼するため、申請事業に関連する市区町村が連携市区町村として登録していない場合(顕彰WEBサイト(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/saiene_kensho/))に掲載する「連携市区町村一覧」を参照)は、申請書類提出前に事務局に相談すること。
- ② 申請書類および添付書類に不足がある場合、および記載内容に不備がある場合、申請を受理しないことがある。

2.4 申請受付件数の上限について

公募期間中に事務局が受け付ける申請件数の上限を20件程度とする。公募期間終了前に申請が20件に到達した場合、到達した日の24時まで申請を受け付けることとし、翌日から公募を停止する。

(3) 公募要領の作成

【公募要領の内容】(続き)

2. 公募～顕彰事業決定

令和3年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰

2.5 申請書類の提出方法

- ① 申請書類は電子メールでの受付のみとする。申請書類の電子ファイルに必要な事項を記入の上、電子メールに添付して下記メールアドレス宛てに提出すること。
「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰事務局」/E-mail:jim@saiene-kensyo.jp
- ② 提出する際は、申請書類をそれぞれPDF化したファイルを提出すること。また、申請書類の様式としてダウンロードした編集可能な形式(Microsoft Word・Microsoft Excel・Microsoft PowerPoint)も併せて送付のこと。

※事務局が電子メールにて受信可能なファイルの容量が3MB未満に制限されるため、添付ファイルの容量が大きい場合には、3MB未満となるように複数に分けて送信するか、又はファイル共有サービス等を活用すること。

※申請の電子メール受信後、送信元アドレスに対して事務局から受領確認の電子メールを送付する。申請の電子メール送信後3営業日以内に事務局から送付される受領確認の電子メールの受信がない場合、その旨、事務局に対して問い合わせること。

※事務局より、申請書類が申請者の担当部署等の意思だけでなく(共同申請者を含む)申請者全体の総意として申請されている旨を電話等で確認することがある。

2.6 申請時の提出書類

「●」は全ての申請で提出が必須。

「○」は該当する申請のみ提出が必要。

文書番号	書類名称	必要書類	書式指定/自由	備考
様式1	申請書類(申請者概要)	●	指定	申請者の概要を記載する書類。
様式1-1	申請書類(共同申請者一覧)	○	指定	共同申請の場合に提出が必要
様式1-2	実施体制図	○	指定	申請事業における各申請者の役割を記載する書類。 ※共同申請の場合に提出が必要。
様式2	申請書類(申請内容説明書)	●	指定	申請事業の詳細を記載する書類。
別紙1	事業概要書	●	指定	申請事業の概要を記載する書類。
別紙2	誓約書	●	指定	反社会的組織等との関連がないこと等に関する誓約書。
添付1	会社情報	●	自由	会社のパンフレット等を準備し、「業種」「資本金」「従業員数」が確認できる箇所にマーキングしたものをスキャンしたPDFデータを提出すること。 ※地方公共団体は提出不要。
添付2	決算書	●	自由	直近1年分の単独決算の貸借対照表を添付すること。 ※地方公共団体は提出不要。
添付3	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	●	自由	3か月以内に取得したもの。共同申請者の分も提出すること。 ※地方公共団体は提出不要。

2.7 事前審査

事務局にて、提出された申請書類の事前審査等を行う。事前審査において申請書類に形式上の不足、不備等があると認められる場合、原則として事務局から申請者に対して確認を行う。
なお、事前審査において明らかな不足、不備等があると認められる申請については、受理しないことがある。

(3) 公募要領の作成

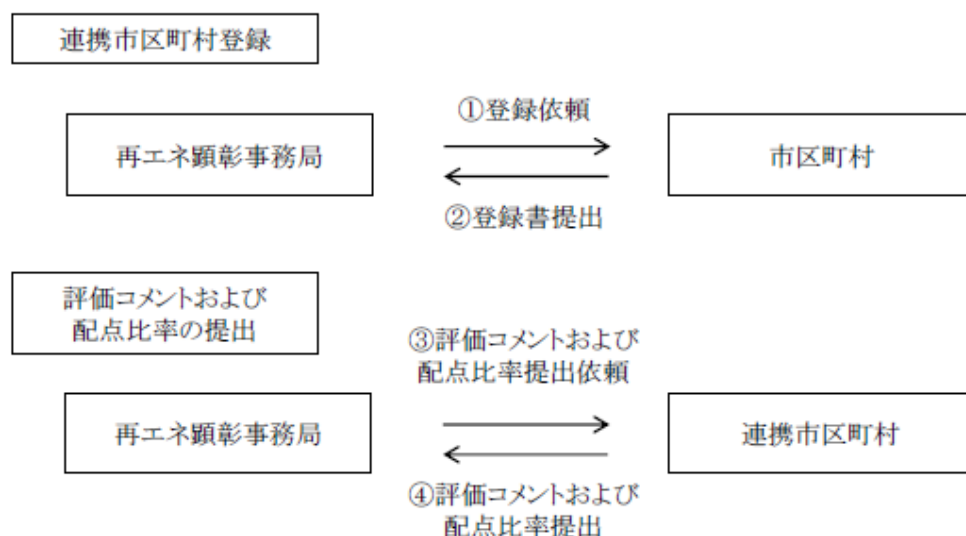
【公募要領の内容】(続き)

2. 公募～顕彰事業決定

令和3年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰

2.8 市区町村による評価

本事業では、望ましい地域共生の在り方は地域によって異なること、及び申請事業が地域と共生しているか否かについては、当該事業が関連する市区町村の意見を考慮することが重要であることから、本事業の趣旨に賛同する市区町村が、予め連携市区町村として事務局に登録することとし、審査の一環として、評価コメントの作成を事務局から連携市区町村に対して依頼する。



評価コメント提出時に、評価項目である「地域共生再エネ3要件」について、地域のニーズを踏まえて各要件の配点比率を指定することとする。

連携市区町村の登録状況は公開し、指定された配点比率は非公開とする。

申請時点において関連する市区町村が連携市区町村として登録していない場合は、事務局から当該市区町村に対して登録を勧奨することがある。

申請事業に関連する市区町村が11月19日までに連携市区町村に登録していることが、申請要件となることから、関連する市区町村の登録がない場合には、申請を受理しないことがある。

また、連携市区町村の評価コメントが得られない場合も、申請を受理しないことがある。

2.9 申請書類の提供

提出された申請書類は、評価の依頼、及び情報提供の目的で、事務局から関連する市区町村に対して提供する。

2.10 申請を受理しなかった場合の通知

事務局による事前審査、及び市区町村による評価の過程で不受理となった申請については、不受理となった理由を付して申請者に通知する。また、関連する市区町村が連携市区町村として登録している場合には、当該市区町村に対して、申請書類の内容とあわせ不受理となった旨の情報提供を行う。

(3) 公募要領の作成

【公募要領の内容】(続き)

2. 公募～顕彰事業決定

令和3年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰

2.11 審査委員による審査

事前審査を終え、且つ連携市区町村からの評価を得た申請は、学識経験者等から構成される審査委員会により採択の可否を審査する。各審査委員の書類審査、及び必要に応じて実施するヒアリングを踏まえ、審査委員会において総合的な評価を行い、採択の可否を決定する。なお、委員名については非公開とする。

1. 審査方法

学識経験者等から構成される審査委員会を設置し、次の手順で厳正に審査する。

① 書類審査

下記評価項目や関連する市区町村から提出される評価コメントを踏まえて審査する。

② ヒアリング

書類審査の結果、審査委員から提出された質問事項を申請者へヒアリングする。

審査委員は、申請者からの回答内容を踏まえて再度審査する。

③ 審査委員会

書類審査・ヒアリングの結果を踏まえて、総合的に評価し、採択の可否を決定する。

2. 評価項目

「地域共生再エネ3要件」、「安全性」、「住民理解」、「事業性・持続性」、「モデル性」、「新規性」の観点から総合的に評価する(各項目の詳細は下表を参照)。

地域共生再エネ3要件の評価においては、連携市区町村が申請案件ごとに地域ニーズに基づいて指定した配点比率を適用する。

地域共生再エネ3要件	【地域社会の産業基盤の構築】 ・地域での雇用又は調達、関連産業の創出又は発展等の経済的貢献があるか ・事業収益の地域還元、地域インフラ整備又は環境整備の促進、公共サービスの充実化、人材育成又は教育への寄与、環境意識の醸成、まちづくり推進、文化芸能の育成等の社会的貢献があるか
	【災害時の安定供給の確保】 ・災害時に地域への電力供給又は熱供給ができるか ・防災計画等において地域と連携しているか ・更なるレジリエンス向上のための工夫を講じているか
	【長期的な事業実行計画】 ・長期的な事業継続の方針を設定し、それを見据えた取組を実施しているか ・FIT売電を行っている事業については、FIT後の稼働継続の方針を設定し、それを見据えた取組を実施しているか
安全性	・関係法令、各種ガイドライン等に則った十分な安全対策を実施しているか ・更なる安全性確保のための工夫を講じているか
住民理解	・十分な住民理解を得ているか ・住民説明会の開催、又は住民との交流機会の設置など、住民理解を得るための工夫を講じているか
事業性・持続性	・十分な事業性が認められるか ・主要な事業環境(リソースの調達、主商材の販売、又は事業収益と関連の強い物価等)の今後の見通しは明るいか
モデル性	・地域のゼロカーボン化推進に貢献する事業であるか ・他の地域への横展開が可能なポイントがあるか
新規性	・既存の事例と比較して、先行した点、又は独創的な点があるか(事業スキーム、地域との連携の在り方等) ・革新的な新技術等を利用しているか

【公募要領の内容】(続き)

2. 公募～顕彰事業決定

令和3年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰

2. 12 採択結果の通知

採択結果については、採択、不採択にかかわらず、申請者及び関連する市区町村に対して、事務局から電子メールで通知する。

なお、採択結果の通知に記載された内容を超える審査の詳細についての問い合わせには応じられない。

2. 13 顕彰の実施・地域共生マークの付与

採択された事業は、顕彰後の取扱い(顕彰の更新、取消条件、地域共生マークの取扱い等)を定めた地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰規約に同意することにより、顕彰を受ける。

顕彰事業については、地域共生マークを付与し、資源エネルギー庁のホームページや施策紹介関連資料等において、申請事業名、事業概要等を紹介する。なお、公開内容等については事前に申請者と調整を行う。

2. 14 顕彰事業のフォローアップ

本事業では、顕彰事業が顕彰後も地域共生の取組を継続しているかを確認するため、事務局による定期的な情報収集(フォローアップ)を2～3年ごとに実施する。

また、本事業では、顕彰の更新手続きを実施することによって顕彰の日付の更新を可能とする。

顕彰の更新手続きは、事務局のフォローアップ実施時に加えて、顕彰事業者が必要とする場合も可能とし、更新手続きは以下の通りとする。

- ① 事務局が指定する書類(申請書類の更新部分のみを記載する簡易的なもの)の提出
- ② 事務局による事前審査の実施
- ③ 市区町村による評価コメントおよび地域共生再エネ3要件の配点比率の受領
- ④ 資源エネルギー庁が組織する審査委員会による更新可否の決定
- ⑤ 顕彰事業者等へ更新結果の通知

(3) 公募要領の作成

【公募要領の内容】(続き)

2. 公募～顕彰事業決定

令和3年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰

2.15 個人情報の取り扱い

● 個人情報

申請者が提出する申請書類および市区町村が提出する登録申請書に記載された氏名、住所、電話番号、その他の個人情報は、本事業の審査及び運営の目的に限って利用し、事務局が厳重に管理する。

個人情報は、業務委託により事務局以外の第三者に預託する場合がある。そうした場合には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約によって個人情報の保護水準を守るよう定め、個人情報を適切に取り扱う。

事業の採択に関する審査の過程において、預かった個人情報を含めて申請書類を連携市区町村及び本事業の審査委員へ共有する。前記の場合及び法令等に基づく場合を除き、預かった個人情報を本人の同意なく第三者には提供しない。

● その他

個人情報の開示、訂正、利用停止等若しくは利用目的の通知の請求等の個人情報に関する申し出については、「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰事務局」/E-mail: im@saiene-kensyo.jpへ連絡すること。

(3) 公募要領の作成

【公募要領の内容】(続き)

3. 資料

(3) 公募要領の作成

【公募要領の内容】(続き)

3. 資料

令和3年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰

資料1 日本標準産業分類

様式1_の申請書類(申請者概要)業種欄には、以下分類を参照して該当する項目名を記載すること。

大分類	中分類	分類項目名	大分類	中分類	分類項目名
A	農業、林業	01 農業	卸売業、小売業 (続き)	53	建築材料、鉱物・金属材料等 卸売業
		02 林業		54	機械器具卸売業
B	漁業	03 漁業(水産養殖業を除く)		55	その他の卸売業
		04 水産養殖業		56	各種商品小売業
C	鉱業、採石業、 砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業		57	織物・衣服・身の回り品小売業
				58	飲食料品小売業
D	建設業	06 総合工事業		59	機械器具小売業
		07 建築工事業(設備工事業を除く)		60	その他の小売業
		08 設備工事業		61	無店舗小売業
E	製造業	09 食料品製造業	J	金融業、保険業	62 銀行業
		10 飲料・たばこ・飼料製造業		63	協同組織金融業
		11 繊維工業		64	貸金業、クレジットカード業等 非預金信用機関
		12 木材・木製品製造業(家具を除く)		65	金融商品取引業、商品先物取引業
		13 家具・装飾品製造業		66	補助的金融業等
		14 パルプ・紙・紙加工品製造業		67	保険業(保険媒介代理業、 保険サービス業を含む)
		15 印刷・関連産業		68	不動産取引業
		16 化学工業	K	不動産業、物品賃 貸業	69 不動産賃貸業・管理業
		17 石油製品・石炭製品製造業		70	物品賃貸業
		18 プラスチック製品製造業	L	学術研究、専門・技 術サービス業	71 学術・開発研究機関
		19 ゴム製品製造業		72	専門サービス業(他に分類され ないもの)
		20 なめし革・同製品・毛皮製造業		73	広告業
		21 窯業・土石製品製造業		74	技術サービス業(他に分類され ないもの)
		22 鉄鋼業	M	宿泊業、飲食サー ビス業	75 宿泊業
		23 非鉄金属製造業		76	飲食店
		24 金属製品製造業		77	持ち帰り・配達飲食サービス業
		25 はん用機械器具製造業	N	生活関連サービス 業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業
		26 生産用機械器具製造業		79	その他の生活関連サービス業
		27 業務用機械器具製造業		80	娯楽業
		28 電子部品・デバイス・電子回路 製造業	O	教育、学習支援業	81 学校教育
		29 電気機械器具製造業		82	その他の教育、学習支援業
		30 情報通信機械器具製造業	P	医療、福祉	83 医療業
		31 輸送用機械器具製造業		84	保健衛生
		32 その他の製造業		85	社会保険・社会福祉・介護事業
F	電気・ガス・熱供 給・水道業	33 電気業	Q	複合サービス事業	86 郵便局
		34 ガス業		87	協同組合(他に分類されないもの)
		35 熱供給業	R	サービス業(他に 分類されないもの)	88 廃棄物処理業
		36 水道業		89	自動車整備業
G	情報通信業	37 通信業		90	機械等修理業
		38 放送業		91	職業紹介・労働者派遣業
		39 情報サービス業		92	その他の事業サービス業
		40 インターネット附随サービス業		93	政治・経済・文化団体
		41 映像・音声・文字情報制作業		94	宗教
H	運輸業、郵便業	42 鉄道業		95	その他のサービス業
		43 道路旅客運送業		96	外国公務
		44 道路貨物運送業	S	公務(他に分類さ れるものを除く)	97 国家公務
		45 水運業		98	地方公務
		46 航空運輸業			
		47 倉庫業	T	分類不能の産業	99 分類不能の産業
		48 運輸に附帯するサービス業			
		49 郵便業(信書便事業を含む)			
I	卸売業、小売業	50 各種商品卸売業			
		51 繊維・衣服等卸売業			
		52 飲食料品卸売業			

(3) 公募要領の作成

【公募要領の内容】(続き)

お問い合わせ・相談・連絡窓口

「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰事務局」
〒150-8508
東京都渋谷区恵比寿南1-5-5 JR恵比寿ビル
株式会社ジェイアール東日本企画
E-mail: jim@saiene-kensvo.jp

顕彰WEBサイト

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/saiene_kensho/

【自治体向けガイドラインの内容】

令和3年10月13日更新

令和3年度 地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰

市区町村向けガイドライン

地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰事務局

【自治体向けガイドラインの内容】（続き）

市区町村向けガイドライン		令和3年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰
目次		
1. はじめに		P. 2
2. 本ガイドラインについて		P. 3
3. 本事業の概要		P. 4
4. 市区町村へのご依頼事項		P. 5
ご依頼事項①「連携市区町村」としての登録		P. 5
ご依頼事項② 評価コメントの提出、及び配点比率の指定		P. 7
ご依頼事項③ 顕彰の更新、フォローアップ及び情報提供への御協力		P. 13
ご依頼事項の審査フロー上の位置づけ		P. 14
5. 事業スケジュール		P. 15

【自治体向けガイドラインの内容】(続き)

1. はじめに

令和3年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰

- 我が国のエネルギー政策の基本的視座である「3E+S」を達成するためには、再生可能エネルギーの主力電源化が必要です。さらに、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、再エネの主力電源化の取組をさらに加速化させる必要があります。
- 地域における再生可能エネルギーは、CO₂の低減による環境面での効果に加えて、地域の活性化やレジリエンス強化への貢献が期待できるものであり、再生可能エネルギーの地域での導入に関心を有する地方公共団体も増えてきています。
- 実際に、地域の雇用や産業の創出、観光振興、まちづくり、災害時の電力供給など、地域に裨益し、地域と共生する形で、再生可能エネルギーの導入に取り組む事業者も出てきています。
- 一方で、一部において、太陽光パネルの廃棄や景観への影響に対する懸念等が顕在化しており、再生可能エネルギーの一層の導入に向けては、このような懸念にも対応しながら、再生可能エネルギーの地域との共生を促進することが重要です。
- こうした背景から、地域との共生を図りつつ、再生可能エネルギーの導入に取り組む優良な事業に対して、「地域共生マーク」を付与し、顕彰することで、地域と共生した再生可能エネルギー事業の普及・促進を図ることを目的として、「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰」を実施いたします。
- 本事業では、地域と共生する再エネの要件として「地域共生再エネ3要件」を定めました。この3要件を満たし、かつ設備の安全性や住民理解を最低限の要件として満たす再エネ事業に、「地域共生マーク」を付与します。
- 市区町村の皆様におかれましては、本事業の主旨を御理解のうえ、本事業の「連携市区町村」として御登録いただくとともに、顕彰を受けることを希望する申請者(事業者等)からの申請の評価に関して、御協力賜りますよう、お願いいたします。

地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰事務局

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギーシステム課
株式会社ジェイアール東日本企画(委託事業者)

【自治体向けガイドラインの内容】(続き)

2. 本ガイドラインについて

令和3年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰

- 本ガイドラインは、「令和3年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰」事業について、市区町村に御協力頂きたい内容をご案内するものです。
- 下記WEBサイトに関連情報を掲載しております。あわせてご参照ください。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/saiene_kensho/index.html (地域共生再エネ顕彰WEBサイト)
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/saiene_kensho/municipality.html (連携市区町村登録用WEBサイト)
- ご不明の点は、顕彰事務局までお気軽にお問合せを頂戴できれば幸いです。

お問い合わせ・相談・連絡窓口
「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰事務局」
〒150-8508
東京都渋谷区恵比寿南1-5-5 JR恵比寿ビル
株式会社ジェイアール東日本企画
E-mail: jim@saiene-kensyo.jp

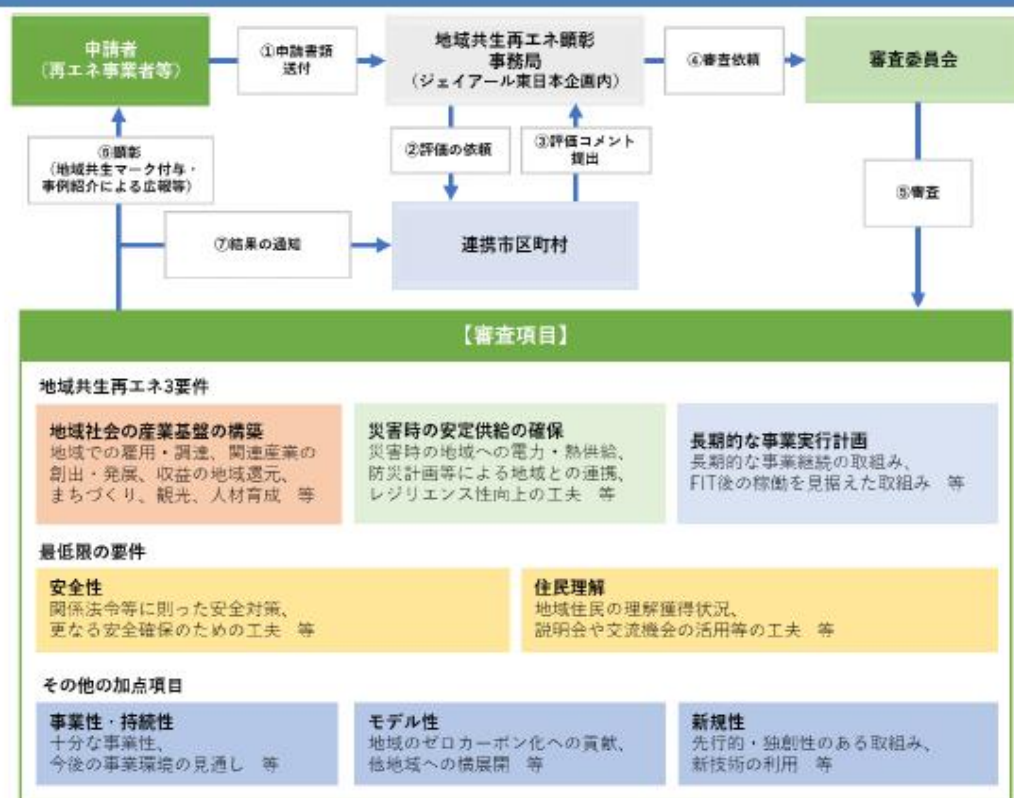
(3) 公募要領の作成

【自治体向けガイドラインの内容】(続き)

3. 本事業の概要

令和3年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰

事業の全体像



- 顕彰を受けようとする申請者は**事業単位で申請し**、資源エネルギー庁が組織する**複数の有識者からなる審査委員会において、採択の可否を審査**いたします。
- 市区町村におかれましては、本事業の上記主旨に御賛同いただくとともに、**「連携市区町村」として御登録をお願いいたします。**【→依頼事項① P.5～】
- 審査に際しては、申請事業が立地する**地域の実情、及び地域の御意見を踏まえることが重要**であることから、**申請事業が立地する市区町村から評価コメントを頂戴し**、審査委員会は評価コメントも考慮した審査を行います。【→依頼事項② P.7～】
- また、**地域共生のあるべき姿は地域の事情、又は事業の立地等によっても異なる**ところ、「地域共生再エネ3要件」のいずれを重視するか、**申請ごとに「配点比率」を指定**して頂きます。【→依頼事項② P.11～】

【自治体向けガイドラインの内容】(続き)

4. 市区町村へのご依頼事項

令和3年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰

ご依頼事項①「連携市区町村」としての登録



- 本事業の趣旨に御賛同いただき、顕彰を希望する事業の評価に御協力頂ける市区町村におかれましては、「連携市区町村」として登録をお願いします。

(1) 市区町村情報の登録

本ガイドライン、及び登録用WEBサイトをご参照のうえ、登録をお願いいたします。

【ご登録内容】市区町村名、担当部署、ご担当者氏名、ご連絡先等

【ご登録方法】登録用WEBサイトより登録申請書をダウンロードいただき、ご記入の上、事務局まで電子メールにてご送付ください。

(2) 備考

- ・ 連携市区町村名は、連携市区町村一覧において公開させていただきます。また、担当部署名等の一部の情報は、公開するか否かを登録時にご選択いただけます。
- ・ 事業が立地する市区町村が「連携市区町村」として登録していることが、顕彰を受けるための要件となります※。したがって、「連携市区町村」として登録していない市区町村に立地する事業は、顕彰を受けることができません。
- ・ 顕彰に係る申請を検討している事業者等から、「連携市区町村」としての登録依頼等があった場合には、本ガイドラインの内容等をご参考に、登録をご検討ください。
- ・ 「連携市区町村」として登録していない市区町村に関連する事業の申請があった場合、事務局から当該市区町村に対して個別にご連絡し、登録のご検討を依頼することがあります。

※ 申請事業の要件(公募要領より抜粋)

5. 申請事業が関連する市区町村が、11月19日時点で本事業の連携市区町村として登録していること(関連する市区町村とは、申請事業における再エネ発電設備、再エネ熱供給設備又はその両方が設置されている市区町村とし、当該市区町村が複数ある場合には、該当する全ての市区町村とする)。

(3) 公募要領の作成

【自治体向けガイドラインの内容】(続き)

4. 市区町村へのご依頼事項

令和3年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰

ご依頼事項①「連携市区町村」としての登録

【参考】登録申請書イメージ

令和3年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰 連携市区町村 登録申請書

【記入情報の公開について】

以下の二つの観点で、各項目の公開可否をプルダウンリストから選択してください。

① 顕彰WEBサイトのリスト上に掲載し一般に公開してよいか

② 申請書、申請予定書等から事務局等へ問い合わせがあった場合に無断してよいか

※いずれも不可とした場合、記入いただいた情報は、原則として事務局からのご連絡にのみ使用いたします。

※公開必須とする項目、及び必ず非公開とする項目は、プルダウンから選択できないようになっています。

下記内容にて連携市区町村への登録を申請いたします。

令和 年 月 日

※本表内容で記入ください。任意記入以外の項目は全て必須となります。

		① WEBサイト掲載 による一般公開	② 問い合わせが あった場合の伝達
市区町村名	入力欄	公開必須	
担当部署名		選択してください	選択してください
連絡先	TEL	選択してください	選択してください
	メールアドレス ※組織ルール等が異なる場合、ご担当者のメールアドレスを記入してください。	選択してください	選択してください
	FAX (任意記入)	選択してください	選択してください
ご担当者氏名	入力欄	※公開	
提出部署所在地	〒	※公開	
URL(任意記入)		選択してください	選択してください

【参考】顕彰WEBサイトにて公開する連携市区町村一覧イメージ

令和3年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰 連携市区町村一覧

市区町村名	担当部署名	担当部署連絡先			URL	郵便番号	登録年月	登録情報 更新日
		TEL	メールアドレス	FAX				
●●市	●●部	03-5567-0000	*****@saienokansho.jp	03-5567-0001	https://www.*****.jp	●●市	令和3年●月●日	令和3年●月●日
●●市	●●部	※公開	*****@saienokansho.jp	※公開	https://www.*****.jp	●●市	令和3年●月●日	令和3年●月●日

一部の項目は、公開／非公開を
選択することができます。

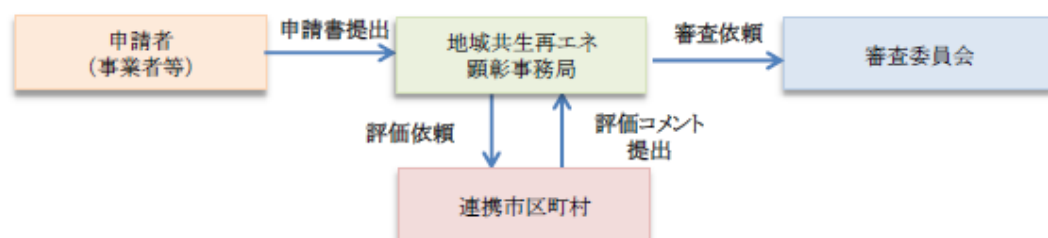
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/saiene_kensho/index.html
(地域共生再エネ顕彰WEBサイト)

【自治体向けガイドラインの内容】(続き)

4. 市区町村へのご依頼事項

令和3年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰

ご依頼事項② 評価コメントの提出、及び配点比率の指定



- 申請者(事業者等)から申請が提出された際、当該事業が立地する連携市区町村に対して、事務局から評価の依頼をいたします。評価コメントをご記入の上、事務局へご提出をお願いいたします。
- また、審査項目である「地域共生再エネ3要件」について、地域のニーズを踏まえた「配点比率」を指定して頂きます。

(1)備考

- 申請事業の採択可否に係る審査は、複数名の有識者からなる審査委員会において実施いたします。連携市区町村の評価コメント、及び指定された配点比率は、審査委員会の審査において、参考として活用させていただきます。
- 評価の依頼に際しては、申請者から提出された申請書類一式を提供いたします。申請者の記入した内容を参照しながら、評価コメントをご記入ください。
- 評価コメントは、各要件について「把握されている客観的事実」を記入いただく箇所と、総括コメントとして「申請事業が顕彰を受けることについての主観的意見」を記載頂く箇所に分かれております。
- 評価期間は依頼から2、3週間程度を目安として、評価の依頼時にお知らせいたします。
- 評価コメントは、把握されている事実に基づいて記入をお願いします。申請事業に対して、新たな調査等を行っていただくことを義務付けるものではありません。
- 申請事業に関連する連携市区町村が複数ある場合には、全ての連携市区町村に評価コメントと配点比率の指定を依頼し、その内容を総合的に考慮いたします。

【自治体向けガイドラインの内容】(続き)

4. 市区町村へのご依頼事項

令和3年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰

ご依頼事項② 評価コメントの提出、及び配点比率の指定

1) 地域共生再エネ3要件の概要

- 地域と共生する再エネを評価する指標として地域共生再エネ3要件を定義しました。

① 地域社会の産業基盤の構築

地域での雇用又は調達、関連産業の創出又は発展、事業収益の地域還元、地域インフラ整備又は環境整備の促進、公共サービスの充実化、人材育成又は教育への寄与等の、地域活性化に資する経済的・社会的な取組

② 災害時のエネルギー安定供給の確保

災害等の地域への電力供給又は熱供給や、防災計画における地域との連携など、レジリエンス向上に資する取組

③ 長期的な事業実行計画

長期的な事業継続の方針策定と、それを見据えた取組など、長期的に事業を実行するための取組

2) 地域共生再エネ3要件の取組み例

地域共生に取り組む再エネ事業の実例を参考に、取組み例を挙げています。地域共生再エネ3要件の要件ごとに分類して紹介していますので、ご参考として下さい。

地域社会の産業基盤の構築

- ・ 地域の未利用材を活用したバイオマス発電による排熱を、熱帯果樹の温室加温や食品の加工・乾燥処理等に活用し、全体で20名以上の雇用創出
- ・ 市民ファンドにより事業資金の一部を調達した風力発電で、売電収入の一部を市の基金に寄付し、森づくりや市内の環境関連の取組に活用
- ・ 産業用水路を活用した小水力発電で、売電収入の一部を農業水路の維持管理の他、住民コミュニティ活動の支援や地元文化芸能の維持に活用
- ・ 地元の温泉を活用した地熱発電の排熱を使用した養殖施設や、見学用展望デッキを設置し観光活性化に貢献
- ・ 売電収入を高齢者への無料バスや学生の通学定期券代の無償化事業等に活用
- ・ 地元食材の販売ルート開拓や地域のワークシェアベースの設置、地域新電力の設立支援等を実施
- ・ 鶏糞を活用したバイオマス発電を実施し、地域の基盤産業であるブローラー産業を支え、畜産業の成長に貢献

災害時のエネルギー安定供給の確保

- ・ 地域の防災計画と連携し、災害発生等による系統電力途絶時に公共施設や住宅地等に電力供給
- ・ 災害時による停電時の避難場所として発電所のシャワーやトイレ等を住民に開放する契約を市区町村と締結
- ・ 地域の避難施設に大型蓄電池を設置

長期的な事業実行計画

- ・ 現在の事業計画期間終了後も発電設備を入替・追加整備し、事業継続をすることを検討
- ・ FIT買取期間終了までに、地域内に自営線と蓄電池を整備し、停電しないスマートタウンにする計画を策定
- ・ 地域に貢献する目的をふまえ、FIT買取期間終了後の新設設備導入を含めた事業計画を策定

【自治体向けガイドラインの内容】(続き)

4. 市区町村へのご依頼事項

令和3年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰

ご依頼事項② 評価コメントの提出、配点比率の指定

3) 審査項目の関係

- 審査委員会は地域共生再エネ3要件、最低限の要件である安全性及び住民理解の2要件、及び加点項目であるその他3要件の計8項目に基づき審査を行います。
- 連携市区町村におかれましては、地域共生再エネ3要件、安全性及び住民理解の計5項目について、評価コメントの提出をお願いいたします。

審査項目	
地域共生 再エネ3要件	地域社会の産業基盤の構築 ・ 地域での雇用又は調達、関連産業の創出又は発展等の経済的貢献があるか ・ 事業収益の地域還元、地域インフラ整備又は環境整備の促進、公共サービスの充実化、人材育成又は教育への寄与、環境意識の醸成、まちづくり推進、文化芸能の育成等の社会的貢献があるか
	災害時の安定供給の確保 ・ 災害時に地域への電力供給又は熱供給ができるか ・ 防災計画等において地域と連携しているか ・ 更なるレジリエンス向上のための工夫を講じているか
	長期的な事業実行計画 ・ 長期的な事業継続の方針を設定し、それを見据えた取組を実施しているか ・ FIT売電を行っている事業については、FIT後の稼働継続の方針を設定し、それを見据えた取組を実施しているか
安全性	・ 関係法令、各種ガイドライン等に則った十分な安全対策を実施しているか ・ 更なる安全性確保のための工夫を講じているか
住民理解	・ 十分な住民理解を得ているか ・ 住民説明会の開催、又は住民との交流機会の設置など、住民理解を得るための工夫を講じているか
事業性・持続性	・ 十分な事業性が認められるか ・ 主要な事業環境(リソースの調達、主商材の販売、又は事業収益と関連の強い物価等)の今後の見通しは明るい
モデル性	・ 地域のゼロカーボン化推進に貢献する事業であるか ・ 他の地域への横展開が可能なポイントがあるか
新規性	・ 既存の事例と比較して、先行した点、又は独創的な点があるか(事業スキーム、地域との連携の在り方等) ・ 革新的な新技術等を利用しているか

配点比率を指定頂く項目

評価コメントを提出いただく項目

(3) 公募要領の作成

【自治体向けガイドラインの内容】(続き)

4. 市区町村へのご依頼事項

令和3年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰

ご依頼事項② 評価コメントの提出、配点比率の指定

【参考】申請書への評価コメント記入イメージ

- 各要件についての評価コメントは、申請者の記載内容も参考に、連携市区町村において把握されている「客観的事実」について御記入ください。

1. 地域共生再エネ3要件 1-1. 【地域社会の産業基盤の構築】 ※必須項目 【記入例】 〇〇バイオマス発電所を産業の軸とし、間伐材の切り出し、運送業、ペレット製造など、発電事業に関連する様々な事業と雇用を創出した。町内に豊富にある森林資源の有効活用を希望する地元自治体の要望、事業採算性の低い山林保全事業の採算性向上、冬季にのみ利用されがちな木質バイオマス燃料の通年利用による地産地消のエネルギー利用の確立など地域で抱える課題を解決する手段として地域密着型バイオマス発電事業を実施した。 さらに、発電施設から排出される高温の蒸気を真水で冷却し、温水トマトハウス栽培農家に供給。温水の供給により、トマト栽培が通年で可能となり、出荷増大(売上向上)と通年雇用が増大した。 ・年間発電量: 〇〇〇〇〇kWh ・雇用創出: 〇〇名 ・トマト栽培効果: 出荷量〇〇%アップ		申請者(事業者等)が記入する欄 (記入された状態で提供)
市区町村 コメント 記入欄	客観的事実 【記入例】 〇〇地域で地域団体と協力し、〇〇という取り組みを実施している。	連携市区町村に記入いただく欄

3. 住民理解 ※必須項目 【記入例】 計画段階から、〇〇町役場との関係強化を図り、町民への積極的な説明や情報提供を行うことで、一定の住民理解を得ている。 (計画時の住民説明会開催回数 〇回/年) 発電設備運転開始時より、住民および関係者への見学会等を実施しており、継続的な情報提供・住民理解を図っている。 (見学会の実施 〇〇回/年 これまでのべ 〇〇〇人参加) 教育機関からの訪問を積極的に受け入れており、地元雇用の促進を含め、積極的に情報提供している。 (児童・生徒による見学会 〇回/年 これまでのべ 〇〇〇人参加)		住民説明会・見学会写真
市区町村 コメント 記入欄	客観的事実 【記入例】 住民説明会を開催し、地域住民の理解を得ている。	

- 市区町村総括コメントについては、本申請の採択可否について、「主観的意見」を御記入ください。

【市区町村総括コメント】	
市区町村 コメント 記入欄	主観的意見 【記入例】 当市(〇〇市)の再エネに係る施策の方針と一致する事業であり、これまで密に連携している。地域共生の趣旨に合致する事業であると考えてるので、顕彰に採択してほしい。

【自治体向けガイドラインの内容】(続き)

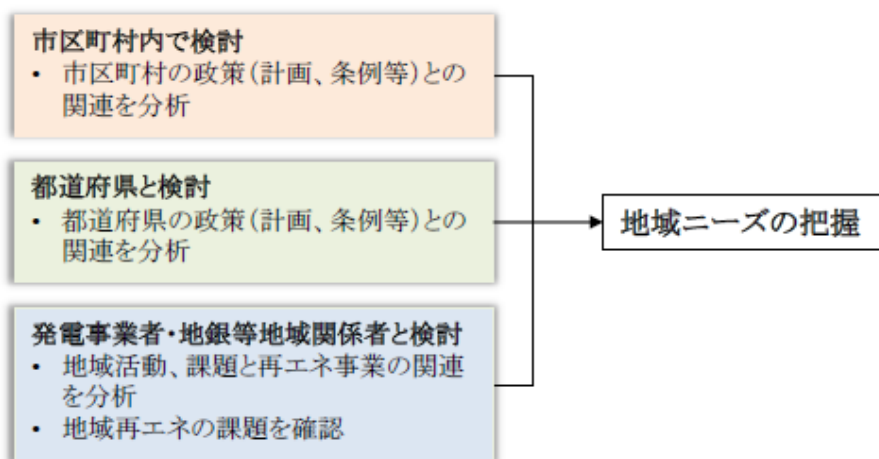
4. 市区町村へのご依頼事項

令和3年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰

ご依頼事項② 評価コメントの提出、配点比率の指定

【参考】地域ニーズの把握

- 地域共生再エネ3要件の配点比率を指定するに際しては、地域において求められる地域共生とは何かについてご検討ください。そのためには地域ニーズの調査・把握を行うことが効果的です。
- 地域ニーズの調査・把握の方法としては、市区町村の政策(計画、条例等)と再エネ事業の関連を分析することで、地域にどのような再エネが求められるかを把握することができます。市区町村の政策と再エネとの関連性が薄い場合は、都道府県の政策との関連性を分析することにより、地域ニーズを把握することも可能です。
- 加えて、地元の発電事業者や金融機関等の地域関係者とともに、地域の活動を分析したり、実際に地域にある再エネの課題を確認したりすることも、地域ニーズの把握につながります。
- また、申請事業がどのような場所に立地しているかによっても、地域ニーズが異なる可能性があります(例、都市部と山間部では求められる共生のあり方が異なる)。
- 詳細な調査・分析が難しい場合は、担当部署内で意見交換をしていただだけでも結構です。
- このようにして地域ニーズを調査・分析して把握しておくことは、地域共生再エネ3要件の配点比率を指定し易くなるのみならず、今後、地域の再エネに対する方針を設定する際や、地域関係者が共同して地域のニーズに合った再エネ事業を進めることの一助となると期待されます。



(3) 公募要領の作成

【自治体向けガイドラインの内容】(続き)

4. 市区町村へのご依頼事項

令和3年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰

ご依頼事項② 評価コメントの提出、配点比率の指定

【参考】地域共生再エネ3要件の配点比率の指定イメージ

- 評価コメントを記入していただく申請書類内に、配点比率を指定する欄が設けられています。配点比率は0.1～0.8までの0.1刻みで3要件の合計が1.0になるように設定します。なお、各要件につき、配点を0とすることはできません。
- 例えば、災害が多くレジリエンスを重視する地域では「災害時の安定供給の確保」の配点を大きくし、経済効果を重視する地域では「地域社会の産業基盤の構築」の配点を大きくすること等が考えられます。
- 3要件に差を設けず、均等に考慮することを希望する場合は、「均等」を選択することができます。

地域共生再エネ3要件の配点比率			
均等パターン選択	【地域社会の産業基盤の構築】	【災害時の安定供給の確保】	【長期的な事業実行計画】
選択する	0.3	0.3	0.3
配点比率合計			1.0

地域共生再エネ3要件の配点比率			
均等パターン選択	【地域社会の産業基盤の構築】	【災害時の安定供給の確保】	【長期的な事業実行計画】
選択しない			
右の欄に入力してください	0.3	0.2	0.5
配点比率合計			1.0

【参考】地域ニーズに基づく配点比率の例

地域ニーズの類型	配点比率
レジリエンス重視型	・ 地域社会の産業基盤の構築(0.2) ・ 災害時の安定供給の確保(0.6) ・ 長期安定的な事業実行計画(0.2)
経済効果・社会貢献重視型	・ 地域社会の産業基盤の構築(0.7) ・ 災害時の安定供給の確保(0.1) ・ 長期安定的な事業実行計画(0.2)

【自治体向けガイドラインの内容】(続き)

4. 市区町村へのご依頼事項

令和3年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰

ご依頼事項③ 顕彰の更新、フォローアップ及び情報提供への御協力

- 顕彰を受けた事業は、再度の審査を受け、顕彰の日付を更新することができます。顕彰の更新の希望があった場合は、事務局から連携市区町村に対してご連絡し、再度評価を依頼させて頂く場合がありますので、御協力をお願いいたします。
 - また、地域共生の取組みが継続されていることを確認するため、定期的な情報収集(フォローアップ)を行うことを予定しております。フォローアップに際して、事務局から連携市区町村に対して状況確認、及び評価の依頼をさせて頂く場合がありますので、御協力をお願いいたします。
 - フォローアップについての詳細は、顕彰を受けた者、及び連携市区町村向けに後日ご案内いたします。
 - 顕彰に影響すると思われる事実※を把握された場合は、事務局への情報提供をお願いいたします。また、顕彰に影響すると思われる事実※を事務局が把握した際、事実確認のために連携市区町村に情報を照会させていただくことがあります。
- ※「顕彰に影響すると思われる事実」とは、以下のような例が考えられます。
- ・ 地域共生に資する新たな取組みが開始された。
 - ・ 評価コメント時には認知していなかった不適切な事実が判明した。
 - ・ 事業変更等により地域共生の取組み内容が変更された。
 - ・ 住民とのトラブルが発生した。
 - ・ 安全性に係る事故が発生した。
- なお、一度顕彰を受けた事業について、顕彰を受けることが適切でないと判断された場合は、顕彰の取消又は失効の措置が行われます。

【参考】取消、失効措置の内容

措置名	措置理由	措置の効果
取消	当初から顕彰を受けることが適切でなかった (事実誤認による顕彰 等)	・ 顕彰の公表リストから削除 ・ 地域共生マークの使用停止
失効	顕彰時は適切であったが、 事後に適切でないものとなった (事業変更 等)	・ 顕彰の公表リストに失効日付を付記 ・ 地域共生マークの使用停止

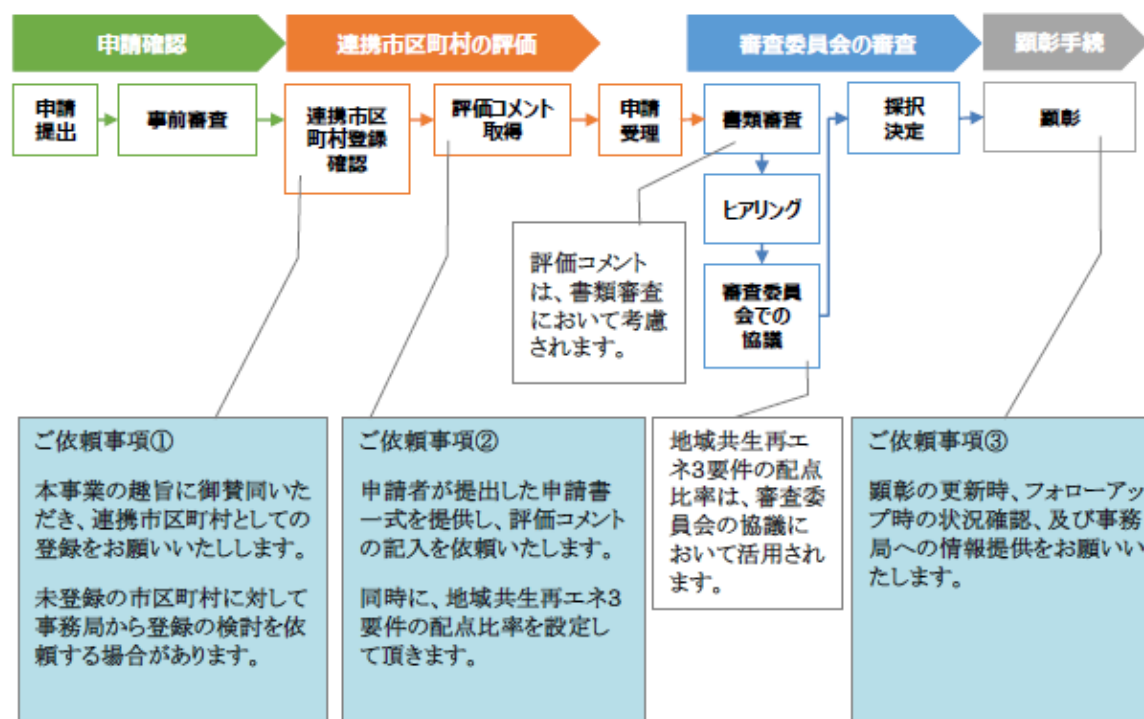
(3) 公募要領の作成

【自治体向けガイドラインの内容】(続き)

4. 市区町村へのご依頼事項

令和3年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰

ご依頼事項の審査フロー上の位置づけ



（４）応募申請書類の作成

（４）応募申請書類の作成

【概要】

- ・制度検討委員会で決定したスキームを基に、下記の通り申請書類を作成
- ・申請書類は顕彰WEBサイトで公開し、ダウンロードできるようにした
- ・申請書類は審査委員が分かりやすいよう、申請概要書も別途作成
- ・併せて申請者の虚偽報告があった場合に備え、誓約書も別途作成
- ・自治体も本事業に連携市区町村として登録が必要なことから、自治体向けの申請書も別途作成

【申請書類の内容】

＜様式 1 申請書（申請者概要）＞

(様式1)申請者概要

申請日 :令和 3年 月 日

令和3年度 地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰
申請書

記入内容の赤字は【記入例】です。
記入いただく際は削除の上、黒字にてご記入ください。

株式会社ジェイアール東日本企画
地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰事務局 宛て

【申請者】※必須項目

代表申請者

事業者名

責任者役職・氏名

【記入欄】株式会社 ○○○○○○

【記入欄】代表取締役社長 ○○ ○○

【地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰】下記の記事を申請します。 ※必須項目

申請事業名称

【記入例】山間未利用材を利用した木質バイオマス発電と温排水を活用したハウス栽培

1. 申請事業概要 ※必須項目

(1)再エネ種別①

(2)再エネ種別②

(2)再エネ設備名称

再エネ種別を選択してください。

再エネ種別を選択してください。(※複数ある場合)

【記入例】バイオマス熱電供給設備

【記入例】出力：○○○kW、熱供給量：○○○MJ、敷地面積○○㎡、○年○月運転開始、系統連系あり、自家消費あり(自家消費率○%)、蓄電池(kW、kWh)併設
※外観写真を添付してください

外観写真

※当該事業における直近6か月の再エネ比率について、下記に記入してください

※

【電気】

(3)再エネ設備詳細

直近6か月

総発電量
(再エネ以外含む)

再エネ設置発電量

再エネ比率

○年○月

500 kWh

300 kWh

60%

○年○月

600 kWh

400 kWh

67%

○年○月

550 kWh

300 kWh

55%

○年○月

650 kWh

400 kWh

62%

○年○月

700 kWh

350 kWh

50%

○年○月

480 kWh

300 kWh

63%

【他】

直近6か月

総発電量
(再エネ以外含む)

再エネ設置発電量

再エネ比率

○年○月

400 GJ

300 GJ

60%

○年○月

600 GJ

400 GJ

67%

○年○月

550 GJ

300 GJ

55%

○年○月

650 GJ

400 GJ

62%

○年○月

700 GJ

350 GJ

50%

○年○月

480 GJ

300 GJ

63%

(4)再エネ設備所在地

※この欄には所在地を記載し、設置された設備の位置がわかる地図等を添付してください。

【所在地】

地図等

(5)申請事業の実施期間

年 月 日 ～ 現在

実績年数： 年 カ月

(6)申請事業の実施地域

○市、○市

(7)申請事業の規模

敷地面積○○○㎡、事業費○億円、雇用人数○人

2. 申請者概要 ※必須項目

申請者概要

担当者氏名・連絡先等

代表申請者

事業者名

業種

事業概要

資本金

従業員数

法人番号

〒

住所

【記入欄】株式会社 ○○○○○○

氏名

部署

役職

E-mail

TEL

FAX

URL

【2.申請者概要】

複数の事業者が共同で申請する場合のみ、「様式1ー1.共同申請者一覧」に共同申請者情報を記載し、提出してください。
・自治体が申請者となる場合、業種・事業概要・資本金・従業員数の項目は記載不要です。
・「業種」には公営企業等に該当する場合は「日本経済産業省分類」に掲載されている名称にて記載してください。
・「業種」が複以上該当する場合、主たる業種の一つ選択して記載してください。
・「資本金」、「従業員数」には、「令和○年○月現在」等、いつの情報かわかるよう記載してください。
・「法人番号」は13桁で記載してください。
・「氏名」、「E-mail」、「TEL」、「FAX」には事務局からの連絡に対応可能である連絡先を記載してください。
・「URL」には会社HP(申請者が自治体の場合は市区町村HP)等を記載してください。
・「住所」には事務局からの連絡に対応する担当者が所属する事業所等の所在地を記載してください。

(4) 応募申請書類の作成

【申請書類の内容】（続き）

<様式 1_申請書（申請者概要）>

3. 関連する市区町村 ※必須項目／任意項目

関連する市区町村名称	【記入例】 ①〇〇〇市 ②〇〇〇村 ③〇〇〇村		
市区町村担当者部署名	①【記入例】〇〇市産業課 〇〇 様	連絡先	①【記入例】abcd@efg.hg.jp
	②【記入例】〇〇村企画振興課 〇〇 様		②【記入例】0123-45-6789

4. その他 ※必須項目／任意項目

FTT認定※	認定の有無	有・無をプルダウンよりご選択ください。	
	内容	【記入例】設備ID:000000 発電事業者名:㈱〇〇〇 認定日:〇年〇月〇日	
補助金受給	受給の有無	有・無をプルダウンよりご選択ください。	
	補助金名称	【記入例】令和〇年度 〇〇省 再エネ〇〇構築補助金	
実証事業等参加	参加の有無	有・無をプルダウンよりご選択ください。	
	実証事業内容	【記入例】令和〇年度 〇〇省 再エネを活用したレジリエンス構築FS事業	
過去の受賞歴	表彰等の有無	有・無をプルダウンよりご選択ください。	
	表彰等内容	【記入例】令和〇年度〇〇〇〇アワード表彰 〇〇賞受賞(主催:〇〇〇省)	
許認可等の取得状況	許認可の有無	有・無をプルダウンよりご選択ください。	
	許認可の取得状況	【記入例】 ・森林における開発許可等手続き(森林法) 〇〇年〇月 〇〇県知事許可取得	

5. 確認事項 ※必須項目

☐	1. 記載内容に虚偽の内容はありません。仮に、虚偽の記載内容が判明した場合は、申請不受理又は顕彰取消となることに同意します。
☐	2. 申請の受理、不受理を問わず、本申請書類のうち様式1、様式1ー1、様式1ー2、様式2、別紙1に記載した内容について、顕彰事業事務局が関連する市区町村に対して情報提供することに同意します。
☐	3. 申請書に記載した内容の変更、申請事業に関わる新たな事象等が発生した場合は、事務局へ報告することに同意します。

【3. 関連する市区町村】

・申請事業の再エネ発電設備・再エネ熱供給設備等が設置されている市区町村を記載してください。

・市区町村が複数にまたがる場合には、すべての市区町村名を記載してください。

・市区町村の担当者等と情報共有、相談等のやり取りの実績がある場合、「市区町村担当者部署名」及び「連絡先」を記載してください。上記以外の場合は空欄としてください。

・「連絡先」にはメールアドレスを記載してください。メールアドレスが不明である場合は担当部署の電話番号を記載してください。

・関連する市区町村が4つ以上の場合には、欄を増やして、すべての記載してください。

【4. その他】

■FTT認定

※FTT認定の有無、内容(有の場合)は、必須項目となります。

※FTT認定の有無は、顕彰事業の公表時に併せて公表されます。

・「認定の有無」には、申請事業におけるFTT認定の有無について当てはまる方に○をつけてください。

・FTT認定有の場合のみ、「内容」欄に記載してください。設備ID、発電事業者名、認定年月日等を記載していただき、FTT認定の根拠資料として、FTT認定を受けたことを示す書類を別途添付してください。

■補助金受給

・「受給の有無」には、申請事業が現在又は過去に国又は地方公共団体の補助金等を受給していたかについて、当てはまる方に○をつけてください。

・補助金受給有の場合のみ、「補助金名称」欄に正式名称を記載してください。補助金受給の根拠資料として、対象の交付決定通知書等を別途添付してください。

■実証事業等参加

・「参加の有無」には、申請事業が現在又は過去に国又は地方公共団体の実証事業等に参加していたかについて、当てはまる方に○をつけてください。

・参加有の場合のみ、「実証事業内容」欄に概要を簡潔に記載してください。実証事業参加の根拠資料として、実証事業に参加したことを示す書類を別途添付してください。

■過去の受賞歴

・「表彰の有無」には申請事業が民間表彰や自治体からの認定等を含め、表彰や認定等を取得しているかについて、当てはまる方に○をつけてください。

・表彰等有の場合のみ、「表彰等内容」に表彰又は認定等の概要、及び実績を簡潔に記載してください。表彰の根拠資料として、表彰されたことを示す書類を別途添付してください。

■許認可等の取得状況

・「許認可の有無」には申請事業が環境影響評価、開発許可、条例に定められた認可等、申請事業に関連する許認可を取得しているかについて、当てはまる方に○をつけてください。

・許認可有の場合のみ、「許認可の取得状況」欄に経緯や取得時期を記載してください。

【5. 確認事項】

・内容を確認のうえ、同意する場合はチェックしてください。1つでもチェックされていない場合は申請を受理できません。

地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰制度関連実施事業

52

(4) 応募申請書類の作成

【申請書類の内容】（続き）

＜様式 1 – 1 _共同申請者一覧（共同申請の場合のみ）＞

(様式1-1) 共同申請者一覧		
申請事業にて共同申請する場合、下記共同申請者を記載してください。 ※記載欄が足りない場合は、事務局までご連絡ください。		
代表申請者名	【記入例】株式会社 ○○○○○○○○	
申請事業名称	【記入例】山間未利用材を利用した木質バイオマス発電と温排水を活用したハウス栽培	
【共同申請者】 ※共同申請の場合必須項目		
共同1	事業者名	
	代表者役職・氏名	
共同2	事業者名	
	代表者役職・氏名	
共同3	事業者名	
	代表者役職・氏名	
共同4	事業者名	
	代表者役職・氏名	
共同5	事業者名	
	代表者役職・氏名	
共同6	事業者名	
	代表者役職・氏名	
共同7	事業者名	
	代表者役職・氏名	
共同8	事業者名	
	代表者役職・氏名	

(4) 応募申請書類の作成

【申請書類の内容】（続き）

<様式 1 – 1_共同申請者一覧（共同申請の場合のみ）>

1. 共同申請者概要 ※共同申請の場合必須項目				
申請者概要			担当者氏名・連絡先等	
共同 1	事業者名		担当者氏名	
	業種		部署	
	事業概要		役職	
	資本金		E-mail	
	従業員数		TEL	
	法人番号		FAX	
	〒		URL	
	住所			
共同 2	事業者名		担当者氏名	
	業種		部署	
	事業概要		役職	
	資本金		E-mail	
	従業員数		TEL	
	法人番号		FAX	
	〒		URL	
	住所			
共同 3	事業者名		担当者氏名	
	業種		部署	
	事業概要		役職	
	資本金		E-mail	
	従業員数		TEL	
	法人番号		FAX	
	〒		URL	
	住所			
共同 4	事業者名		担当者氏名	
	業種		部署	
	事業概要		役職	
	資本金		E-mail	
	従業員数		TEL	
	法人番号		FAX	
	〒		URL	
	住所			

(4) 応募申請書類の作成

【申請書類の内容】（続き）

＜様式 1 – 1 _共同申請者一覧（共同申請の場合のみ）＞

共同 5	事業者名		担当者 氏名	
	業種		部署	
	事業概要		役職	
	資本金		E-mail	
	従業員数		TEL	
	法人番号		FAX	
	〒		URL	
	住所			
共同 6	事業者名		担当者 氏名	
	業種		部署	
	事業概要		役職	
	資本金		E-mail	
	従業員数		TEL	
	法人番号		FAX	
	〒		URL	
	住所			
共同 7	事業者名		担当者 氏名	
	業種		部署	
	事業概要		役職	
	資本金		E-mail	
	従業員数		TEL	
	法人番号		FAX	
	〒		URL	
	住所			
共同 8	事業者名		担当者 氏名	
	業種		部署	
	事業概要		役職	
	資本金		E-mail	
	従業員数		TEL	
	法人番号		FAX	
	〒		URL	
	住所			

(4) 応募申請書類の作成

【申請書類の内容】（続き）

＜様式 1－2 実施体制図（共同申請の場合のみ）＞

(様式1－2) 実施体制図

申請事業にて共同申請する場合、下記実施体制図を記載してください。 ※共同申請の場合必須項目

代表申請者名	【記入例】株式会社 ○○○○○○
申請事業名称	【記入例】山間未利用材を利用した木質バイオマス発電と温排水を活用したハウス栽培

1. 実施体制図

申請事業における全ての申請者を役割がわかるように表や図を用いて記載してください。

例)

事業者名	代表申請者との関係	申請事業に関わる業務の範囲
●●電力	共同出資者	発電設備の一部を所有。
●●電機	委託先	事業運用の●●部を実施。
●●信用金庫	金融支援	事業運用のファイナンスを担当。

申請事業者

●●電機

●●電力

●●信用金庫

(4) 応募申請書類の作成

【申請書類の内容】（続き）

<様式2_申請書（申請内容説明書）>

(様式2) 申請内容説明書		記入内容に関するポイント
代表申請者名	【記入例】株式会社 ○○○○○○	・申請代表者名ならびに申請事業名称は「(様式1) 申請者概要」の記載内容が自動で反映されます。
申請事業名称	【記入例】山間未利用材を利用した木質バイオマス発電と温排水を活用したハウス栽培	
1. 申請内容説明書 (1) 概要説明 ※必須項目		
1. 地域共生事業の概要 【記入例】 株○△産業は、地元の自治体である○△町と地元の林業、森林組合の協力の下、平成○△年に○△バイオマス発電所プロジェクトを立ち上げた。株○△産業は、平成○△年より○△県○△町で木質ペレットを製造を開始し、地域の間伐材等の未利用材を活用し、地産地消のエネルギー生産に寄与してきた。 地元の○△町でも、「○△バイオスタウン構想」(平成○△年～)を策定し、豊富な森林資源を活用し、木質バイオマスを燃料とした電気利用を推進したいという意向を持っており、本事業の開始に至った。 原材料調達、ペレット製造、発電の全てを町内で行うことによって地域の雇用創出や林業の活性化、山林の保全促進など、成果を地域に還元できるスキームを構築した。 本事業ではバイオマス発電による電気の販売に加えて、温排水を近隣のトマト栽培農家に供給している。また、温排水を原材料の木材乾燥にも利用している。 災害等の停電時には、地域の防災拠点となる公民館に非常用電気を供給できるシステムを構築している。 本事業では、再エネ設備として木質バイオマス発電機○基(出力:○△kW、熱供給量:○△MJ)が稼働中であり、再エネ以外の設備として非常用ディーゼル発電機1基(出力:○△kW)がある。 本事業が立地する○△市との関係においては、○△協定を締結し、災害時の電力供給等について合意している。 また、本事業は地元市において○△という特集に取り上げられるなど、地域における評価も高い。		【記載いただきたい内容】 下記を参考に、申請事業の全体概要を説明する内容を箇条書きにまとめて記入ください。 ・申請事業を実施するに至った経緯(背景や動機、目的など) ・申請事業の内容(「(2) 詳細説明」に記載する内容を要約する形で記入してください) ・申請事業を説明する図や写真(事業の状況や特徴を示す模式図やグラフ、イラスト、写真など) ・再エネ設備の詳細、非再エネ設備の詳細 ・自治体等との連携状況(協定等の有無) ・地域における受けとめられ方(地元の評価、地元における報道ぶり等)等
施設写真		
事業スキーム図		
(2) 詳細説明 ※各評価項目に従って、申請事業がどのように寄与しているか、取組内容を記載すること。		
1. 地域共生再エネ3要件 1-1. 【地域社会の産業基盤の構築】 ※必須項目 【記入例】 ○△バイオマス発電所を産業の軸とし、間伐材の切り出し、運送業、ペレット製造など、発電事業に関連する様々な事業と雇用を創出した。 町内に豊富にある森林資源の有効活用を希望する地元自治体の要望、事業採算性の低い山林保全事業の採算性向上、冬季にのみ利用されがちな木質バイオマス燃料の通年利用による地産地消のエネルギー利用の確立など地域で抱える課題を解決する手段として地域密着型バイオマス発電事業を実施した。 さらに、発電施設から排出される高温の蒸気を真水で冷却し、温水トマトハウス栽培農家に供給。温水の供給により、トマト栽培が通年で可能となり、出荷増大(売上向上)と通年雇用が増大した。 ・年間発電量: ○△△△△kWh ・雇用創出: ○△名 ・トマト栽培効果: 出荷量○△%アップ		【申請者に記載いただきたい内容】 下記を参考に、できるだけ数値や実績等に基づいてご記入ください。計画等については、その内容についてできるだけ具体的に記載ください。 ・申請事業の経済的な貢献について 地域での雇用や調達、関連産業の創出・発展といった経済的な貢献をしている取組み内容 ・申請事業の社会的な貢献について 事業収益の地域還元、地域インフラ整備又は環境整備の促進、公共サービスの充実化、人材育成又は教育への寄与、環境意識の醸成、まちづくり推進、文化芸能の育成といった社会的な貢献をしている取組み内容 ・わかりやすく説明するために必要な図、グラフ、イラスト、写真等があれば添付ください。
市区町村コメント記入欄	客観的事実	【記入例】 ○△地域で地域団体と協力し、○△という取組みを実施している。
【連携市区町村に記載いただきたい内容】 ・申請者の記載内容も参考に、把握している客観的事実についてご記載ください。 ・該当する客観的事実を把握していない場合は、その旨をご記載ください。		
1-2. 【災害時の安定供給の確保】 ※必須項目 【記入例】 災害等の停電時には、地域防災拠点である公民館に非常用電源として電力を供給できるシステムを構築している。 供給電力: 最大○△△kWh(AC100Vで供給) さらに、○△バイオマス発電所においても、災害時等でも発電所の安定運転継続するために、非常用電源としてディーゼル発電機(○△kW)を設置している。		
システム系統図		【記載いただきたい内容】 下記を参考に、できるだけ数値や実績等に基づいてご記入ください。計画等については、その内容についてできるだけ具体的に記載ください。 ・申請事業の災害時の対応について 災害、停電時における地域への電気や熱等の供給計画(公共施設、避難所等への供給を計画している場合は、その旨を具体的に記載ください)。 ・災害時対応のための設備等の構成について 電力供給のための自営線、熱導管、蓄電システムなど、災害対応に資する設備構成 ・申請事業の更なるBCP対策について 災害、停電時における申請事業の事業継続のための工夫や取組み内容 ・わかりやすく説明するために必要な図、グラフ、イラスト、写真等があれば添付ください。
市区町村コメント記入欄	客観的事実	【記入例】 当市(○△市)と災害時の対応に関する○△協定を締結している。 年○回の防災訓練に参加し、エネルギー供給手順について確認している。
【連携市区町村に記載いただきたい内容】 ・申請者の記載内容も参考に、把握している客観的事実についてご記載ください。 ・該当する客観的事実を把握していない場合は、その旨をご記載ください。		
1-3. 【長期的な事業実行計画】 ※必須項目 【記入例】 地元の○△町における森林整備事業(植林計画)と連動した事業展開を予定しており、毎年一定量の山間未利用材が産出されることから、長期わたる事業展開が可能となっている。○△町バイオマス資源有効活用推進協議会の長期連携協定(○△年)を締結しており、長期間にわたる山間未利用材の収集が約束されている。(未利用材(間伐材)供給量: ○△T/年) FIT終了後は、相対契約での売電を予定しており、すでに地元内外の民間事業者と仮契約を締結している。ただし、災害時には防災拠点への電力供給を優先させることとなっている。		
システム系統図		【記載いただきたい内容】 下記を参考に、できるだけ数値や実績等に基づいてご記入ください。計画等については、その内容についてできるだけ具体的に記載ください。 ・申請事業の長期的な事業継続について 長期的な事業継続の方針や、それを見据えた取組み内容 ・申請事業のFIT後の稼働継続について(FIT制度による売電事業) FIT制度による売電を行っている事業については、FIT制度による売電終了後の稼働継続の方針やそれを見据えた取組み内容 ・長期的な事業計画により創出される効果 事業計画を策定することで創出される地域貢献等を検討している場合は具体的に記入ください。 ・わかりやすく説明するために必要な図、グラフ、イラスト、写真等があれば添付ください。
市区町村コメント記入欄	客観的事実	【記入例】 HPの経営計画に長期的な事業継続の方針が示されている。 FIT制度による買取期間終了後○年間の事業計画について当市(○△市)も報告を受けている。
【連携市区町村に記載いただきたい内容】 ・申請者の記載内容も参考に、把握している客観的事実についてご記載ください。 ・該当する客観的事実を把握していない場合は、その旨をご記載ください。		

(４) 応募申請書類の作成

【申請書類の内容】（続き）

<様式 2_申請書（申請内容説明書）>

2. 安全性 ※必須項目 【記入例】 FIT制度の認定を受けるにあたり、経済産業省資源エネルギー庁が定める「事業計画策定ガイドライン」に沿って、安全対策を実施している。 ガイドラインの遵守事項に則して設備の囲う柵を設置しているが、さらに安全性を高めるために柵の外周に緩衝帯を設け、植林などを施すことで不 用意に施設に近寄れないよう対策を講じている。 事業開始以来、災害や事故の発生はない。		【記載いただきたい内容】 下記を参考に、できるだけ数値や実績等に基づいてご記入ください。計画等については、その内容につ いてできるだけ具体的に記載ください。 ・申請事業の法律等に定められた安全対策について 安全・立地に係る関係法令等、「事業計画策定ガイドライン」に記載された安全対策の実施状況 ・申請事業の更なる自主的な安全対策について 上記以外で更なる安全性確保のための自主的な工夫や取組み内容(その目的や効果、内容などをで きるだけ具体的に記入ください) ・わかりやすく説明するために必要な図、グラフ、イラスト、写真等があれば添付ください。	
市区町村 コメント 記入欄	客観的事実	【記入例】 安全対策について、申請者から詳細な説明を受けている。 これまでに事故が発生したという情報は把握していない。	【連携市区町村に記載いただきたい内容】 ・申請者の記載内容も参考に、把握している客観的事実についてご記載ください。 ・該当する客観的事実を把握していない場合は、その旨をご記載ください。
3. 住民理解 ※必須項目 【記入例】 計画段階から、〇〇町役場との関係強化を図り、町民への積極的な説明や情報提 供を行うことで、一定の住民理解を得ている。 (計画時の住民説明会開催回数 〇回/年) 発電設備運転開始時より、住民および関係への見学会等を実施しており、継続的 な情報提供・住民理解を図っている。 (見学会の実施 〇〇回/年 これまでのべ 〇〇〇人参加) 教育機関からの訪問を積極的に受け入れており、地元雇用の促進を含め、積極的 に情報提供している。 (児童・生徒による見学会 〇回/年 これまでのべ 〇〇〇人参加)		住民説明会・見学会写真	【記載いただきたい内容】 下記を参考に、できるだけ数値や実績等に基づいてご記入ください。計画等については、その内容につ いてできるだけ具体的に記載ください。 ・申請事業の周辺住民の理解状況について 申請事業が周辺住民の理解が得られていることを示す内容や状況、地元における評価や報道ぶりなど ・申請事業者行った住民理解策について 住民理解を得るために申請事業者が実施した工夫や取組み内容(住民説明会や交流機会の設置な ど) ・わかりやすく説明するために必要な図、グラフ、イラスト、写真等があれば添付ください。
市区町村 コメント 記入欄	客観的事実	【記入例】 住民説明会を開催し、地域住民の理解を得ている。	【連携市区町村に記載いただきたい内容】 ・申請者の記載内容も参考に、把握している客観的事実についてご記載ください。 ・該当する客観的事実を把握していない場合は、その旨をご記載ください。
4. 事業性・持続性 ※任意項目 【記入例】 木材については、本プロジェクトが始まった時より、森林組合と契約し原材料の貯木を開始している。原材料であるバイオマス材の取扱量が増え、買 取価格が、本プロジェクト前には1㎡=〇〇〇〇円であったものが、プロジェクト発表後には1㎡=〇〇〇〇円となり、大きな成果を上げている。本プロ ジェクトにおいては、山主から1㎡=〇〇〇〇円にて安定した買取りを実現している。 発電所の運転実績としては、累計発電量〇〇〇〇〇〇〇kWh、稼働率〇〇.〇％を達成し、好調である。 熱供給についても、近隣の温水トマトハウス栽培農家から安定した需要があり、供給を続けている。		損益計画やキャッシュフロー計画のグラフ 発電量や稼働率のグラフ(計画値と実績比較)	【記載いただきたい内容】 下記を参考に、できるだけ数値や実績等に基づいてご記入ください。計画等については、その内容につ いてできるだけ具体的に記載ください。 ・申請事業及び申請事業者の事業性について 今後事業を継続する上での主要な事業環境(リソースの調達・確保、主商材の販売、及び事業収益と関 連の強い物価等)の見通し、事業性および持続性の向上を図るうえで特筆すべきポイント ・わかりやすく説明するために必要な図、グラフ、イラスト、写真等があれば添付ください。
5. モデル性 ※任意項目 【記入例】 素材生産事業者、原木市場、運送事業者等事業に参画する事業者がいずれも地元民間事業者であり、地元で確実にお金で還流する持続的な仕 組みを構築している。 本プロジェクトのような発電所が中心となって地域経済を回しつつ地域の環境保全にも寄与するといったスタイルの事業は、森林資源の豊かな地域 での横展開が十分可能である。リソースの問題もあるが、地方の経済は流入より流出の方が多く傾向にあるため、地域密着産業にする事によって地 方の財源を流出させない強いまちづくりが可能となる。「小規模」「地方有利」「地域密着」の3点を主軸に積極的な普及を考えている。 また、〇〇町が〇〇年に策定した「2050カーボンニュートラル宣言」の実現に向けて、包括連携協定を締結し、CO ₂ の削減に協力している。当該事 業の推進により、年間〇〇tのCO ₂ を削減している。		カーボンニュートラル実現に向けた 定量的な効果について	【記載いただきたい内容】 下記を参考に、できるだけ数値や実績等に基づいてご記入ください。計画等については、その内容につ いてできるだけ具体的に記載ください。 ・地域のゼロカーボン化推進への貢献について 当該事業をモデルとして、他の地域におけるゼロカーボン化推進への展開となるポイント ・横展開に資するモデル性について 当該事業をモデルとして、他地域において横展開可能となるポイント ・これまでの横展開の実績 すでに他地域で横展開されている場合は、事業名や事業者名等を記入ください。 ・わかりやすく説明するために必要な図、グラフ、イラスト、写真等があれば添付ください。
6. 新規性 ※任意項目 【記入例】 地域密着型の事業として、地元自治体と協力して「地域の山を所有する会社や個人から不要な木材を買い取るプロジェクト」を実施している。これ は、地域の方々に原料となる木を持ってきてもらい、その場で買取りを行うもので、現金と地域通貨券で支払いを行い、地元の協賛店舗等で地域通 貨を使用することで、地域経済の循環にも一役買っている。このプロジェクトには、平成〇〇年度で〇〇〇kg(〇〇人)の木材が提供され、本プロジェ クトでバレット化し、発電及び熱利用で有効活用している。 このようなスキームは他に例をみないものであり、本事業には新規性がある。			【記載いただきたい内容】 下記を参考に、できるだけ数値や実績等に基づいてご記入ください。計画等については、その内容につ いてできるだけ具体的に記載ください。 ・申請事業の新規性・独創性について 従来の事例と比較して先行した、あるいは独創性のある取組み(事業スキーム、地域との連携、革新的 な技術の活用普及活動等)や新技術等の内容 ・出願中の知的財産権等について 特許等を出願している新技術等についての内容 ・わかりやすく説明するために必要な図、グラフ、イラスト、写真等があれば添付ください。

(4) 応募申請書類の作成

【申請書類の内容】（続き）

<（別紙1）事業概要書>

【別紙1】令和3年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰 事業概要書

代表申請者名:

申請事業名称

※【申請書類に記載された「申請事業名称」を記載ください。このコメントは、提出時には、削除してください。】

申請事業概要

申請書類様式2【1. 申請内容説明書(1) 概要説明1. 地域共生事業の概要】で記入いただいた内容を中心に
本事業概要シート1枚で申請事業の全体概要が分かるようご記入ください。
※既存のパンフレット等、図やイラストを添付いただいても構いません。

【記入例】

㈱〇〇産業は、地元の自治体である〇〇町と地元の林業、森林組合の協力の下、平成〇〇年に
〇〇バイオマス発電所プロジェクトを立ち上げた。
㈱〇〇産業は、平成〇〇年より〇〇県〇〇町で木質ペレットを製造を開始し、地域の間伐材等の
未利用材を活用し、地産地消のエネルギー生産に寄与してきた。
地元の〇〇町でも、「〇〇バイオマスタウン構想」(平成〇〇年～)を策定し、豊富な森林資源を活用し、
木質バイオマスを燃料とした電気利用を推進したいという意向を持っており、本事業の開始に至った。

原材料調達、ペレット製造、発電の全てを町内で行うことによって地域の雇用創出や林業の活性化、
山林の保全促進など、成果を地域に還元できるスキームを構築した。
本事業ではバイオマス発電による電気の販売に加えて、温排水を近隣のトマト栽培農家に供給している。
また、温排気を原材料の木材乾燥にも利用している。
災害等の停電時には、地域の防災拠点となる公民館に非常用電気を供給できるシステムを構築している。

①再エネ施設: 木質バイオマス発電機×〇基(出力: 〇〇〇kW、熱供給量: 〇〇〇MJ)
②事業の実績期間(運転開始月): 令和〇〇年〇〇月～
③事業の規模: 敷地面積: 〇〇〇km²、事業費〇〇〇〇千円、雇用人数: 〇〇人
④自治体との協定等の合意の有無: 有(〇〇〇〇協定)
⑤小売電気事業者等、許認可等の取得状況: 小売電気事業者資格取得
⑥過去の受賞歴: 令和〇〇年新エネ大賞〇〇〇〇賞受賞
⑦FIT認定の有無: 有(認定No. 〇〇〇〇〇〇〇〇)
⑧補助金受有の有無: 有(環境省〇〇〇〇〇〇〇補助、期間、金額、補助率)

施設写真

事業スキーム図

システム系統図

（４）応募申請書類の作成

【申請書類の内容】（続き）

<（別紙2）誓約書>

令和 3 年 月 日

株式会社ジェイアール東日本企画

地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰事務局 宛て

代表申請者 事業者名

責任者役職・氏名

誓約書

当社（団体である場合は当団体）は、令和 3 年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰の申請をするに当たって、令和 3 年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰公募要領に基づき、下記事項を了承し、承諾いたします。下記事項が虚偽又はその内容に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）
2. 国の行政機関から補助金等停止措置又は指名停止措置等を受けておりません。
3. 事業に関わっている全ての申請者の総意として申請します。

（４）応募申請書類の作成

【申請書類の内容】（続き）

＜（別紙2）誓約書＞

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（団体である場合は当団体）は、事業の申請をするに当たって、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１） 法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(4) 応募申請書類の作成

【自治体向けの申請書の内容】

＜連携市区町村登録申請書＞

令和3年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰
連携市区町村 登録申請書

【記入情報の公開について】
以下の二つの観点で、各項目の公開可否をプルダウンリストから選択してください。
① 顕彰WEBサイトのリストに掲載し一般に公開してよいか
② 申請者、申請予定者等から事務局あてに問い合わせがあった場合に伝達してよいか
* いずれも「不可」とした場合、記入いただいた情報は、原則として事務局からのご連絡にのみ使用いたします。
* 公開必須とする項目、及び必ず非公開とする項目は、プルダウンから選択できないようになっています。

下記内容にて連携市区町村への登録を申請いたします。
令和 3年 月 日

* 太枠内をご記入ください。任意記入以外の項目は全てご記入ください。

		①WEBサイト掲載 による一般公開	②問い合わせが あった場合の伝達
市区町村名	ふりがな		公開必須
担当部署名			選択してください 選択してください
連絡先	TEL		選択してください 選択してください
	メール アドレス		選択してください 選択してください
	FAX (任意記入)		選択してください 選択してください
ご担当者氏名	ふりがな		非公開
担当部署所在地	〒		非公開
URL (任意記入)			選択してください 選択してください

(5) 審査基準の作成

(5) 審査基準の作成

【概要】

- ・制度検討委員会で決定したスキームを基に、下記の通り審査要綱を作成
- ・申請書類は顕彰WEBサイトで公開し、ダウンロードできるようにした

【審査基準の内容】

<審査要綱>

令和3年度
地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰
(地域共生再エネ顕彰)

審査要綱

地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰事務局

(5) 審査基準の作成

【審査基準の内容】(続き)

＜審査要綱（公開パート）＞

目次

令和3年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰

1. 審査の進め方

1-1. 審査項目

1-2. 審査フロー

1-3. 事務局による審査

1-4. 審査委員による審査

2. 評価・採点要領

2-1. 審査委員による審査の手順

2-2. 審査委員による審査手順の詳細

2-3. 審査委員会における協議の詳細

2-4. 採択可否の報告

2-5. 留意事項

(5) 審査基準の作成

【審査基準の内容】(続き)

＜審査要綱（公開パート）＞

1. 審査の進め方

(5) 審査基準の作成

【審査基準の内容】(続き)

<審査要綱(公開パート)>

審査の進め方

令和3年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰

1-1. 審査項目

- 審査では、「地域共生再エネ3要件」、「安全性」、「住民理解」、「事業性・持続性」、「モデル性」、「新規性」の観点から総合的に評価し、採択の可否を決定する。
- 地域共生再エネ3要件の評価においては、連携市区町村が申請案件ごとに地域ニーズに基づいて指定した配点比率を適用する。

地域共生再エネ3要件	必須	地域共生再エネ3要件	地域社会の産業基盤の構築 ・ 地域での雇用又は調達、関連産業の創出又は発展等の経済的貢献があるか ・ 事業収益の地域還元、地域インフラ整備又は環境整備の促進、公共サービスの充実化、人材育成又は教育への寄与、環境意識の醸成、まちづくり推進、文化芸能の育成等の社会的貢献があるか
			災害時の安定供給の確保 ・ 災害時に地域への電力供給又は熱供給ができるか ・ 防災計画等において地域と連携しているか ・ 更なるレジリエンス向上のための工夫を講じているか
			長期的な事業実行計画 ・ 長期的な事業継続の方針を設定し、それを見据えた取組を実施しているか ・ FIT充電を行っている事業については、FIT後の稼働継続の方針を設定し、それを見据えた取組を実施しているか
最低限の要件	必須	安全性	・ 関係法令、各種ガイドライン等に則った十分な安全対策を実施しているか ・ 更なる安全性確保のための工夫を講じているか
		住民理解	・ 十分な住民理解を得ているか ・ 住民説明会の開催、又は住民との交流機会の設置など、住民理解を得るための工夫を講じているか
その他加点点項目	加点点	事業性・持続性	・ 十分な事業性が認められるか ・ 主要な事業環境(リソースの調達、主商材の販売、又は事業収益と関連の強い物価等)の今後の見通しは明るいのか
		モデル性	・ 地域のゼロカーボン化推進に貢献する事業であるか ・ 他の地域への横展開が可能なポイントがあるか
		新規性	・ 既存の事例と比較して、先行した点、又は独創的な点があるか(事業スキーム、地域との連携の在り方等) ・ 革新的な新技術等を利用しているか

1-2. 審査フロー

- 審査は以下のフローに沿って実施する。



(5) 審査基準の作成

【審査基準の内容】(続き)

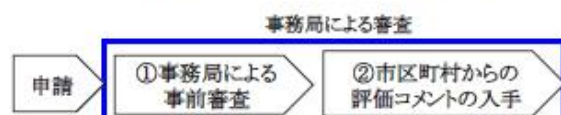
<審査要綱(公開パート)>

審査の進め方

令和3年度地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰

1-3. 事務局による審査

- 申請者から提出された申請書は事務局にて一元的に受け付け、事前審査を行う。
- 事務局は事前審査を通過した申請について、当該申請事業に関連する市区町村(以下連携市区町村と呼ぶ)に対して、評価コメントと地域共生再エネ3要件の配点比率の指定を事務局から依頼する。



①事務局による事前審査

- 申請書類の形式上の確認のため、事務局による事前審査を行う。
- 事前審査において不備が認められた場合、申請者に対し確認・修正依頼を行い、それでもなお不備が解消しない場合は申請を不受理とする。

■事前審査の内容

事前審査の項目	事前審査の観点
申請書類の形式上の確認	必須項目が漏れなく記載されているか 添付書類等と記載内容の整合がとれているか
申請者の要件	申請者の要件 [※] を満たしているか (※公募要領3頁参照)
申請事業の要件	申請事業の要件 [※] を満たしているか (※公募要領3,4頁参照)
関連する市区町村の妥当性	関連する市区町村の記載が適切かどうか [※] ※申請書に記載がある、事業における設備の立地と関連する市区町村が一致しているかを確認する。

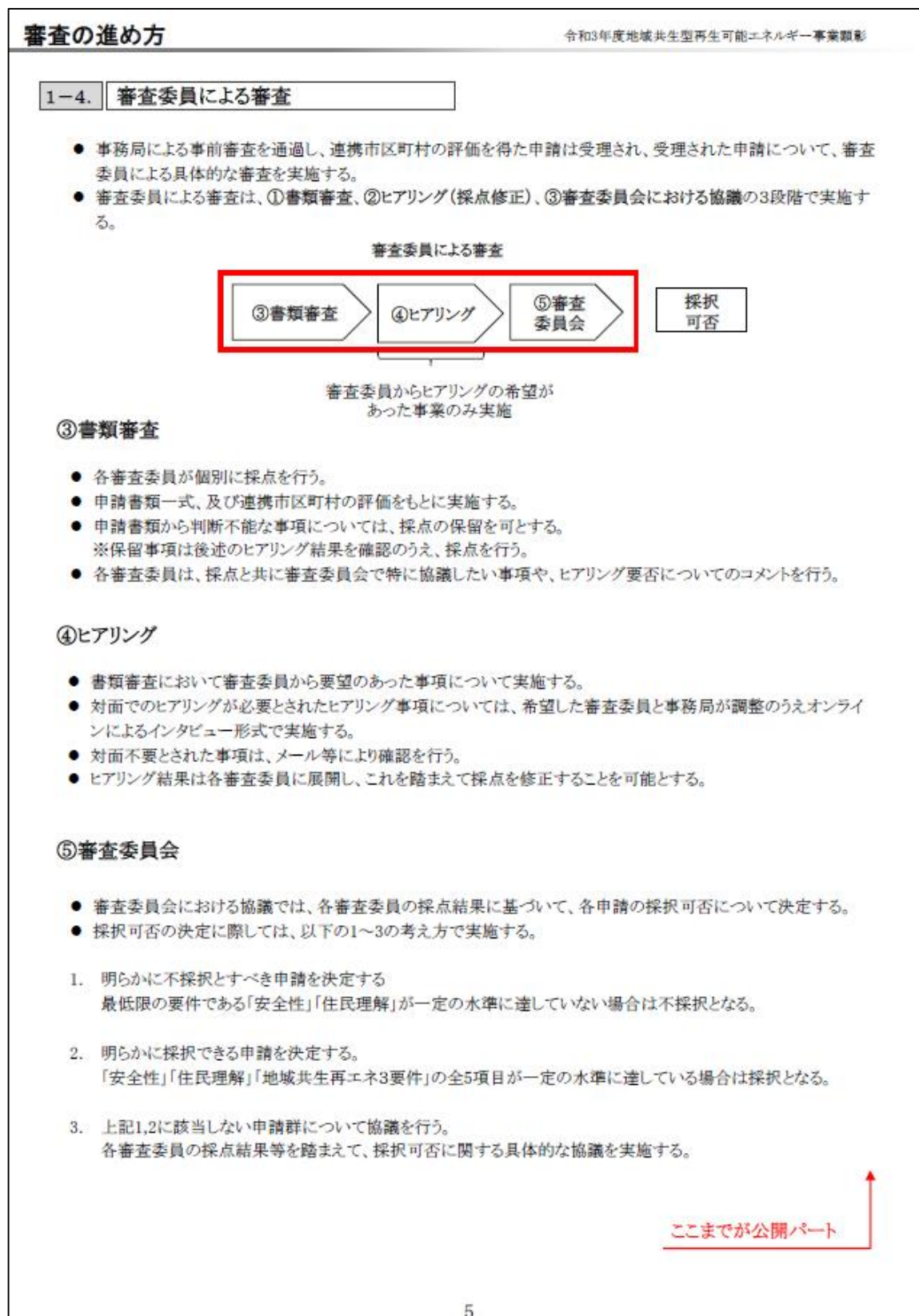
②市区町村からの評価コメントの入手

- 連携市区町村へ申請書類一式を送付し、申請に対する評価コメント(最低限の要件である「安全性、住民理解」に加え、「地域共生再エネ3要件」)を入手する。
- その際、「地域共生再エネ3要件」の配点比率[※]を指定してもらう。
※配点比率は、3要件の合計1.0となる範囲で、地域のニーズを考慮して配分し、0.1刻みで設定可能とする。
- 顕彰の目的と照らし、連携市区町村からの評価が得られない場合は、申請を不受理とする。

(5) 審査基準の作成

【審査基準の内容】(続き)

<審査要綱(公開パート)>



(6) 運営事務

(6) 運営事務

【概要】

- ・本事業の推進のために、「地域共生再エネ顕彰事務局」として事務局を設置
- ・事務局への問い合わせ先として事務局用メールアドレスを作成し、メールベースで問合せ対応等を行った
- ・稼働時間は平日10:00～17:00をベースに稼働量に応じて柔軟な対応を行った
- ・セキュリティ対策及び更新を都度実施のうえ、随時情報の安全かつ確実な共有を図り、タイムラグの無い迅速な対応を行った

【事務局の運営内容】

■ 1. 制度構築

1. 1. 資料の作成

事業の目的、申請要件、対象となる再生可能エネルギー種別、市区町村評価、申請の手続き、審査の流れ、審査方法、地域共生マークの付与について等、本事業の大元となる土台を作成した。

作業の流れとしては、昨年度検討された内容や確定事項を記載し、要検討や未確定事項については事務局案を追記。

記載した内容で資源エネルギー庁と協議し、今年度の内容を詰めた。

1. 2. 公募資料の作成

「説明資料」で作成した内容を各公募資料に落とし込み、詳細を詰めていく。

主な作成書類は下記の通り。

- ・公募要領
- ・申請書類
 - 様式 1 申請者概要
 - 様式 1 - 1 共同申請者一覧
 - 様式 1 - 2 実施体制図
 - 様式 2 申請内容説明書
 - 別紙 1 事業概要書
 - 別紙 2 誓約書
- ・審査要綱
- ・市区町村向けガイドライン
- ・顕彰の規約

■ 2. WEBサイトの制作

2. 1. ティザーサイト

地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰の事前告知サイト。

募集時期や評価項目である「地域共生再エネ3要件」の説明、応募資格、対象となるエネルギー分野を掲載し、公募に関する問い合わせに対応するためのWEBサイト。

2. 2. 市区町村登録サイト

公募開始前に連携市区町村として登録を促すためのサイト。

登録に必要な情報を記入して市区町村に送付してもらう「連携市区町村登録申請書」、登録されている市区町村情報を掲載した「連携市区町村一覧」、本事業における市区町村の役割や登録方法等を記載した「市区町村ガイドライン」を掲載した。

「連携市区町村一覧」は原則、毎日更新とした。

問い合わせが多く届きそうな内容については「よくある質問（QA）」を作成して併せて掲載した。

(6) 運営事務

2. 3. 公募サイト

公募期間を設定し、地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰への申請者を募るサイト。事業全体のスケジュール、審査項目等を掲載し、「1. 2. 公募資料の作成」で記載した書類一式を掲載した。

問い合わせ数が多く届きそうな内容については「よくある質問（QA）」を作成して合わせて掲載した。公募期間中は申請件数がわかるよう「申請状況」も掲載し、原則、毎日更新とした。

1次公募、1次公募終わり、2次公募、2次公募終わり、顕彰事業者決定、事例集掲載のタイミングでWEBサイトの校正を行った。

■ 3. 委員会の運営

3. 1. 委員就任について

制度検討委員会、申請書類の審査、審査委員会を委員に依頼するにあたり、書類作成、送付を行った。

「有識者会議 謝金・旅費の取り決め」

有識者の定義、各業務の単価、支払い方法や支給条件等を記載した書類。

「委員就任依頼書、承諾書」

委員に就任を依頼する書類と委員から承諾を得るための書類。

就任依頼書には依頼内容や期日、規定に基づく支払いをする旨を記載し、承諾書には承諾する旨と謝金の振込口座を記載してもらい、押印不要なためメールで返信してもらった。

「就任を依頼する際の概要説明資料」

新規で本事業に委員就任を依頼する際、有識者会議の概要について説明するための書類。

「制度検討委員会の規約・審査委員会の規約」

各委員会の設置について、必要事項をまとめた書類。

委員会の目的や成立条件、委員長について等を記載した。

3. 2. 制度検討委員会

事業のスキームや審査基準の検討、次年度以降の事業検討を目的とした委員会。

予め、昨年度の検討委員から挙げられた提案や要望を基に、事務局にて事業スキーム案や審査基準案を作成し、資源エネルギー庁と確認を行った。

その後、制度検討委員会前に各委員への事前レクチャーを実施した。事前レクチャーの内容は、制度検討委員会の概要説明と当日使用するメイン資料の説明。委員からは制度検討委員会当日までに確認しておきたい質問事項等を挙げてもらった。

3. 3. 審査委員会

応募された申請書類を審査委員が書類審査した内容を基に、事務局にて「申請事業の評価一覧」を作成し、審査基準を定めた「審査委員会の進め方」の内容に沿って、採択・不採択事業を選定していくことを目的とした委員会。

審査委員会当日をスムーズ進行するために事前レクチャーを実施し、審査委員会の概要説明と「審査委員会の進め方」の説明を実施した。

(6) 運営事務

■ 4. 申請受付、審査フロー

4. 1. 連携市区町村登録フロー

連携市区町村の登録フローは、令和3年度事業のスキームでは下記2種がある。

- (1) 市区町村がHPを閲覧し、「連携市区町村登録申請書」をダウンロードして事務局宛に送付
- (2) 事業者から応募があり、応募事業者地域の市区町村が未登録の場合、事務局より登録勧奨をし、「連携市区町村登録申請書」を提出してもらう。

● パターン（1）の登録手順

送付された「連携市区町村登録申請書」を受領後、不備チェックをした。

問題ない場合、登録情報を「連携市区町村一覧」に反映後、資源エネルギー庁に連携して、WEBサイトを更新してもらった。

不備があった場合、市区町村に修正依頼をした。修正版の提出があれば前述の通り対応、修正版の提出がない場合、締切時点で一度だけリマインドし、修正版の提出があれば前述の通り対応した。

それでも提出がない場合は登録不可とした。

● パターン（2）の登録手順

事業者から申請書類を受領後、申請書類に記載の市区町村名が「連携市区町村一覧」に登録しているかを事務局にて確認。

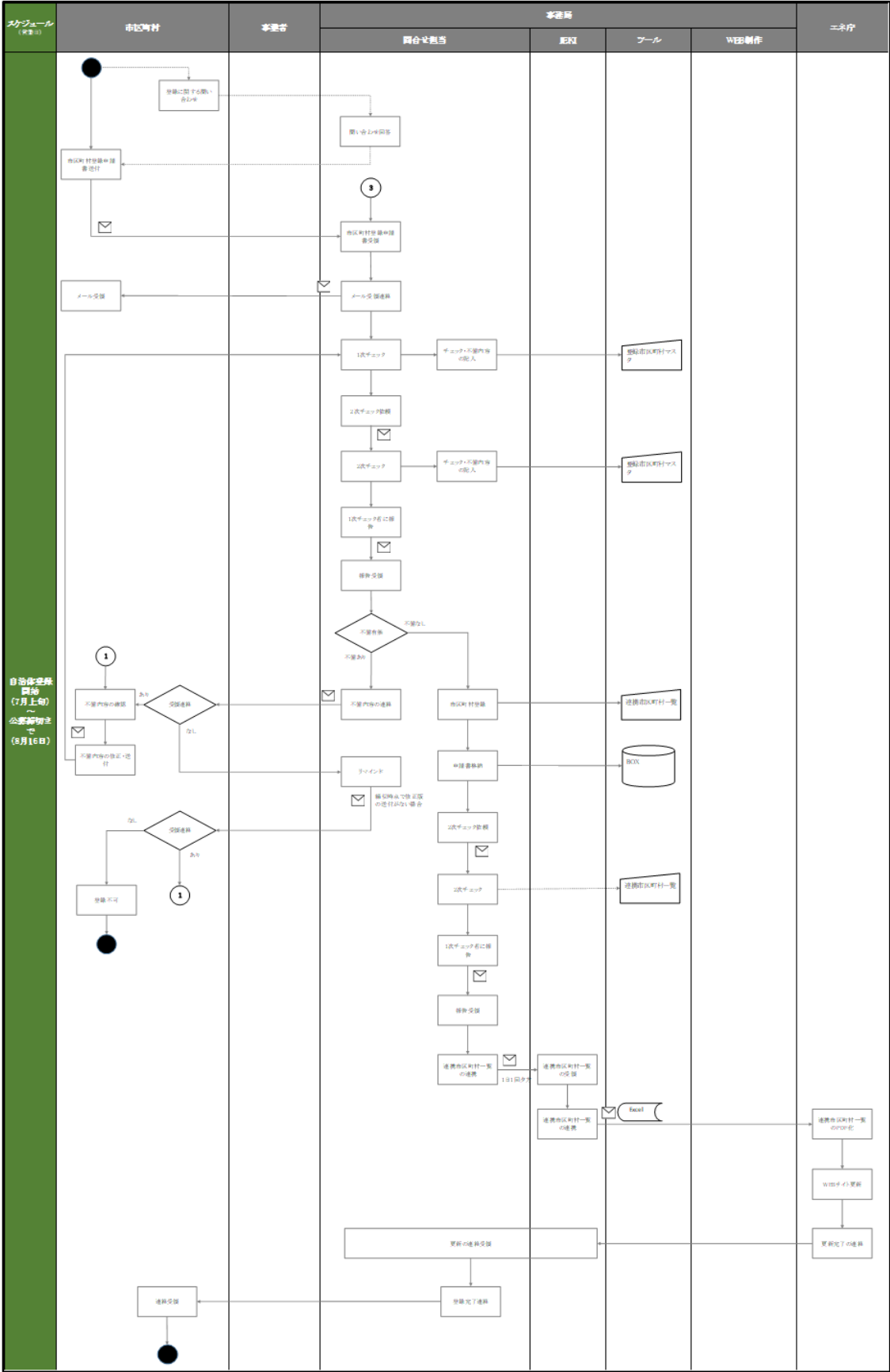
登録がない場合は、申請書類に記載のある市区町村へ連絡をし、事業の大枠を説明した。

連携市区町村として登録いただける場合は、HPより「連携市区町村登録申請書」をダウンロードしてもらい、事務局へ提出してもらった。その後はパターン（1）と同行程。

担当者への取次が不可な場合や、担当者が事業概要の説明を受けても登録の意思がない場合は登録不可とした。

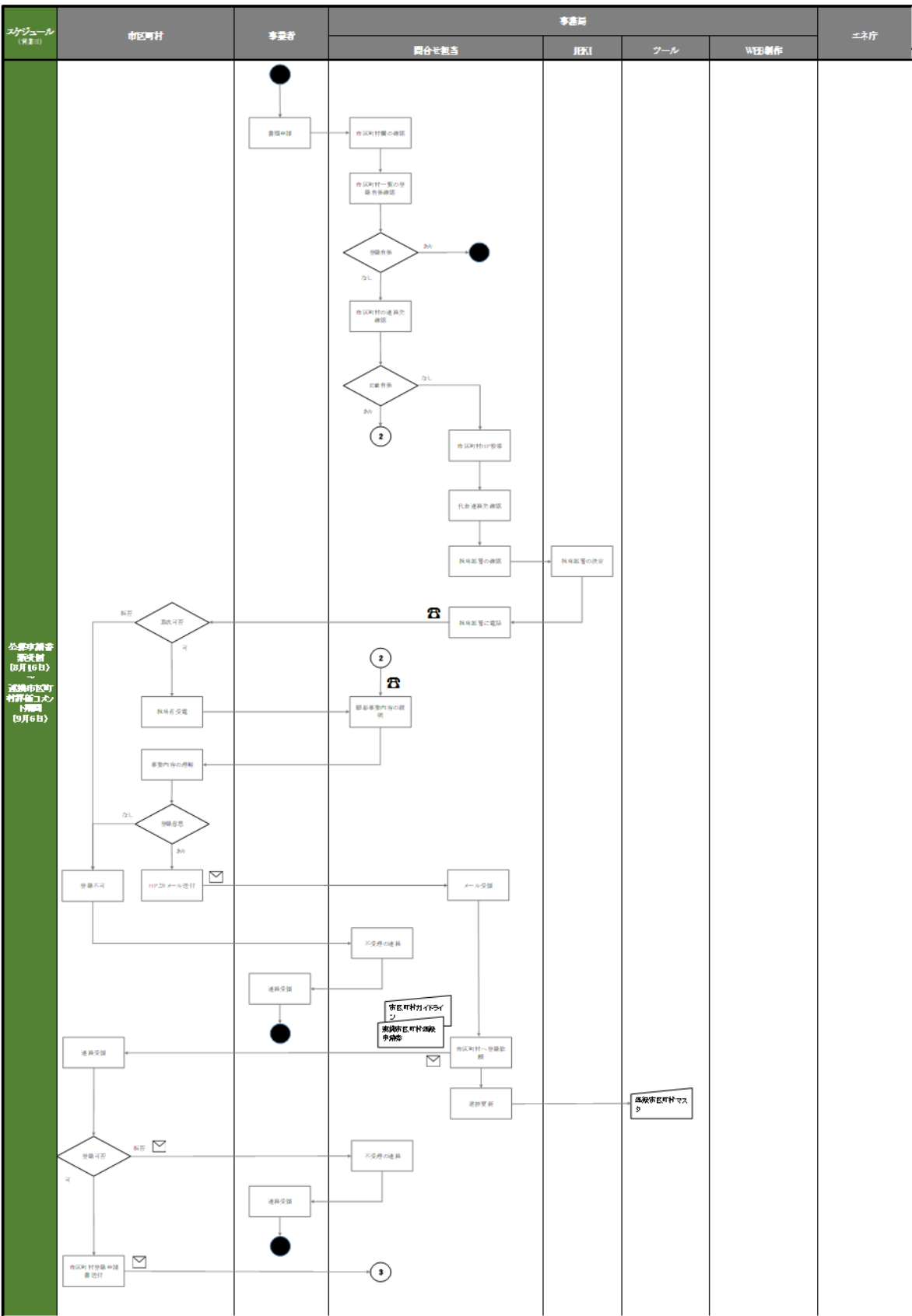
(6) 運営事務

パターン（１）の登録手順



(6) 運営事務

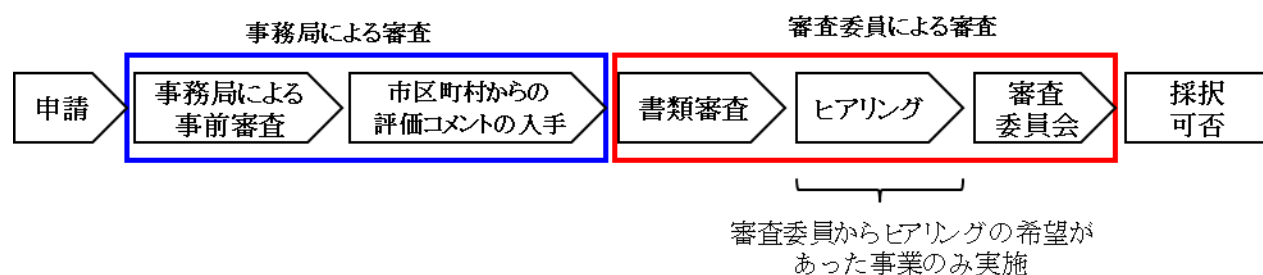
パターン（２）の登録手順



(6) 運営事務

4. 2. 審査フロー

事業者から申請書類が提出された後の審査フローは下記の通り。



4. 2. 1. 事務局による事前審査

公募期間中に事業者より応募があった場合、事務局にて1次返信後、方式審査を実施した。

※方式審査とは、申請要件の充足確認や記載内容の形式チェックを指す。

方式審査の際は、「事務局審査チェック表」を用いて各項目のチェックを実施する。

不備がある場合は修正を依頼し、ない場合は【4. 2. 2. 連携市区町村からの評価コメント】の通り進めた。

方式審査の際に、申請書の【関連する市区町村欄】に記載されている市区町村名が「連携市区町村一覧」に掲載されているかも確認した。掲載されていない場合は【4. 1. 連携市区町村登録フロー】に記載の通り対応した。

方式審査の完了と共に、「申請事業進捗管理表」に進捗や申請書類情報を記載した。

また、事業者からの応募件数については、「申請状況」に記載後、重エネルギー庁に連携し、原則毎日WEBサイトにて更新した。

4. 2. 2. 連携市区町村からの評価コメント

事務局での方式審査完了後、市区町村へ評価コメントの依頼をした。

評価コメントを記載してもらう項目は【地域共生再エネ3要件、安全性、住民理解】の5項目。

※詳細は「市区町村向けガイドライン」を参照。

評価項目の一部又は全部について、【評価不能】とすることも可とするが、空欄にはせず、【判断に必要な情報が不十分のため回答不可】等の理由は記載してもらった。

4. 2. 3. 書類審査、ヒアリング

連携市区町村から評価コメントを受領後、申請数にもよるが2回程度に分けて申請書類を審査委員に送付した。

申請書類を送付する際、「委員評価表」も合わせて送付し、採点及びコメントを記載してもらった。

「委員評価表」にヒアリング項目があるため、申請書類だけでは判断できない場合等、事業者にお問い合わせたい内容を記載してもらった。

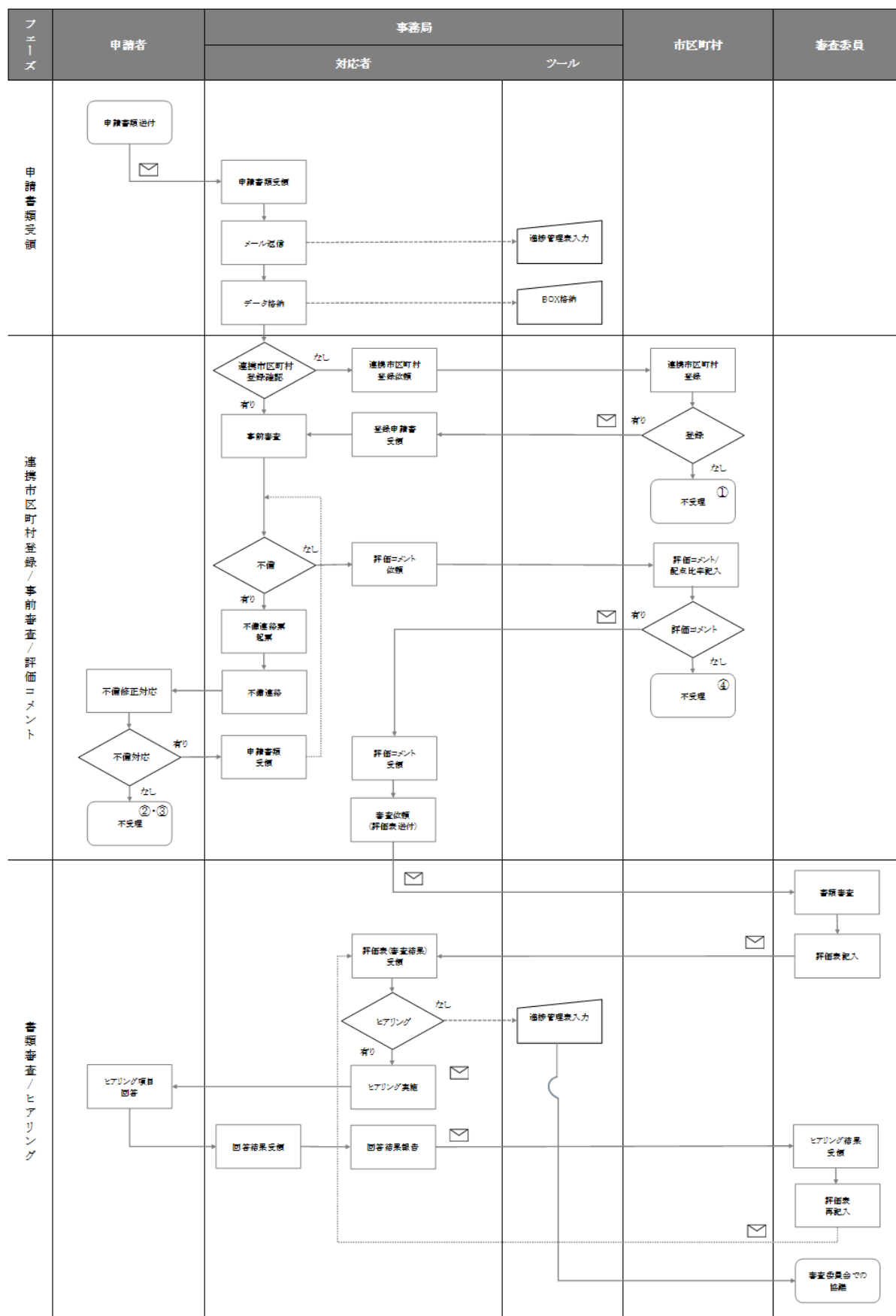
ヒアリングは、①事務局からのメールヒアリング、②オンラインヒアリングの2パターンから委員に選んでもらった。

各委員から「委員評価表」を受領した後、事業者ごとにヒアリング内容を纏め、回答依頼をした。全事業者からヒアリングの回答を受け、ヒアリング結果を纏めた「ヒアリング結果一覧」を作成した。

「ヒアリング結果一覧」を各委員に送付し、再評価の依頼をする。再評価した委員、しなかった委員どちらからも返信をもらい、審査基準に基づいた「申請事業の評価一覧」を作成した。

（6）運営事務

申請書受領から書類審査までのフロー図



(6) 運営事務

■ 5. 審査後の対応

5. 1. 採択・不採択

審査委員会で採択・不採択が確定した事業者に対して、「採択通知書」、「不採択通知書」を送付した。

採択理由、不採択理由は評価の結果に合わせて定型文のみを記載。理由の問い合わせがあった場合も原則応じない対応とした。

採択事業者に対しては、先行してメール本文のみで採択内定の連絡をした。

採択内定連絡の際、「規約の同意書」を合わせて送付し、「顕彰の規約」の内容を確認して同意した事業者にのみ採択通知書を送付した。

5. 2. 顕彰、地域共生マーク付与

顕彰事業として決定された事業は、資源エネルギー庁の顕彰 WEB サイトで公表した。

「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰一覧」において、都道府県名、市区町村名、事業者名、事業名、顕彰年月、最終更新年月、URL、取消/失効の年月（取消や失効があった場合）について公表した。

顕彰事業公表のタイミングで顕彰事業者に地域共生マークを付与した。

5. 3. 事例集

顕彰事業者の事例を資源エネルギー庁のWEBサイトで公開した。

内容としては、顕彰事業の概要、地域再エネ3要件の取組、顕彰事業者からのコメントの3項目、写真を掲載した。

顕彰事業者のコメント以外は、申請書から事務局にて抜粋して「事例集用ヒアリングシート」に記載した。地域再エネ3要件の取組は、採択時の評価によって抜粋する要件を決めた。

■ 6. その他の対応

6. 1. フライヤー

主に市区町村に対して個別にアプローチをする際に使用するチラシを制作。

地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰の概要と申請のSTEPを記載し、全体像が大まかにわかるようにした。

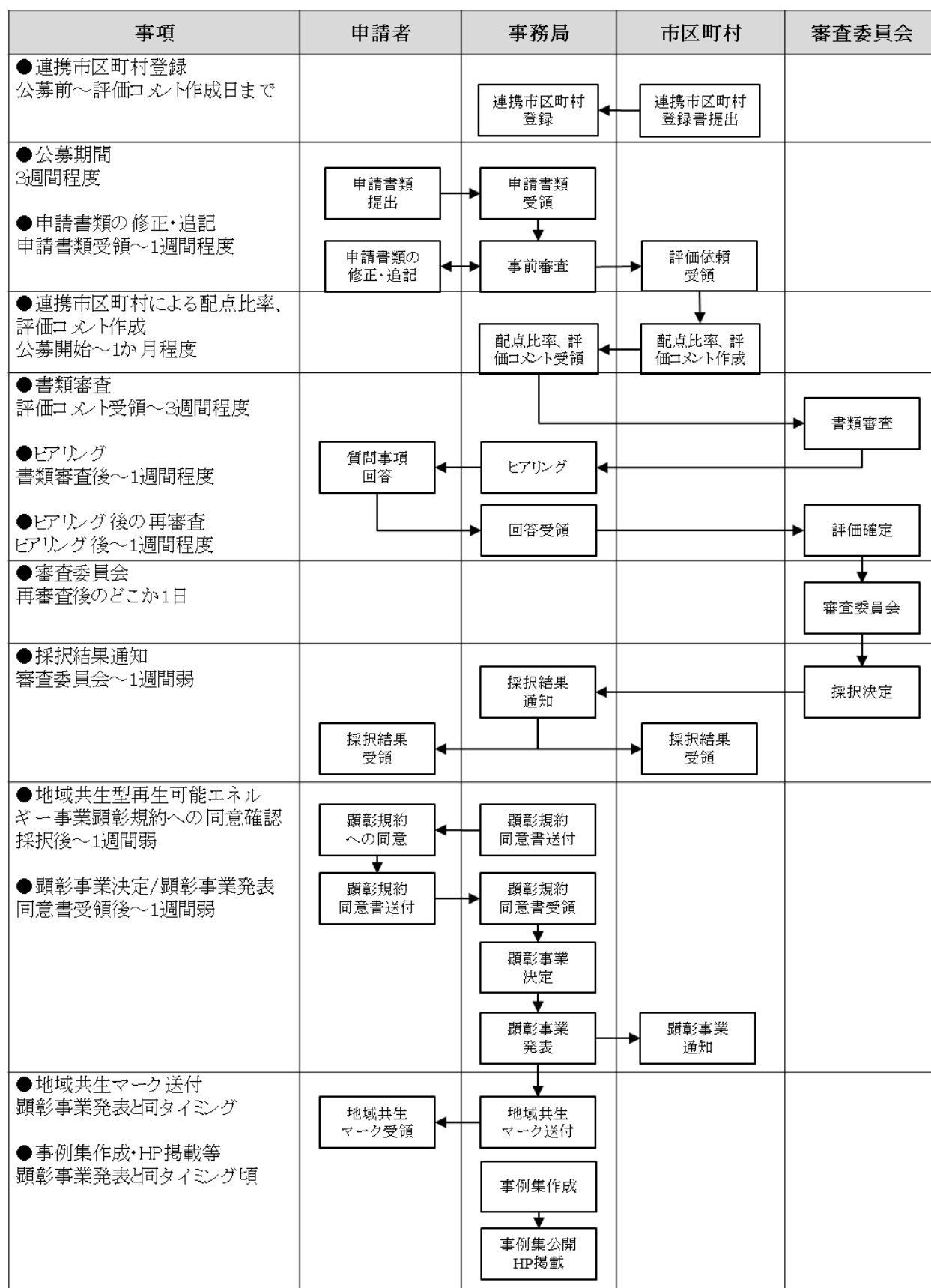
6. 2. 展示会の企画運営

脱炭素・エネルギー総合展の【EXEX】に出展。

再エネ顕彰制度や再エネへの取組を周知することを目的とした広報活動の一環で、掲載用パネルや配布用チラシをセットした。

(6) 運営事務

【全体フロー図&スケジュール】



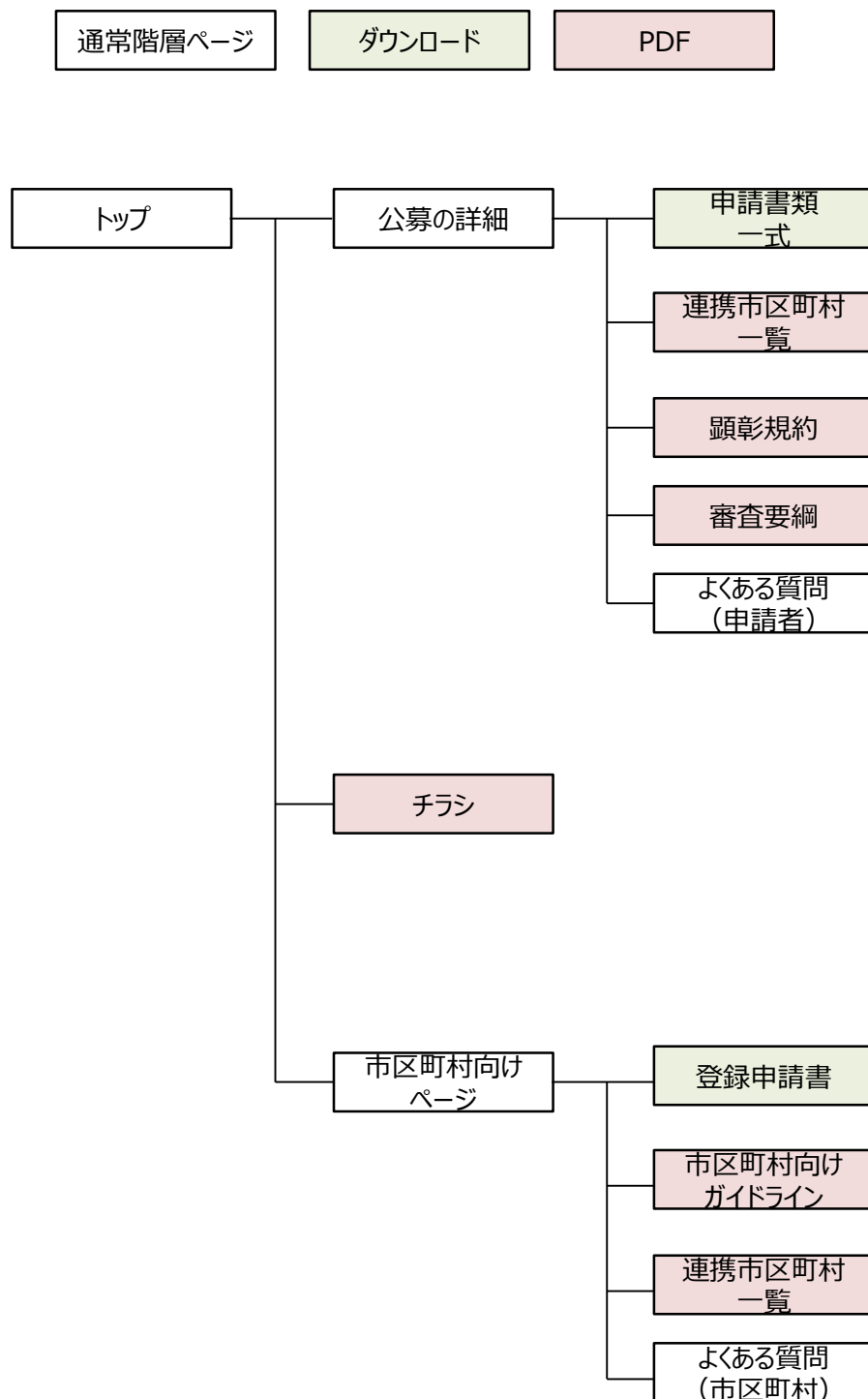
（ 7 ） 地域共生再エネ顕彰制度ホームページの制作

(7) 地域共生再エネ顕彰制度 ホームページの制作

【概要】

- ・本事業の円滑な運営のため、概要や、開催概要、申請受付、顕彰された事業の紹介、問い合わせ先等を記載したWEBサイトを制作
- ・申請受付ページについては、申請数の増加、申請コストの削減、申請者の作業軽減、申請書類の入力コスト削減を念頭に置き、制作した
- ・サーバについては経済産業省のサーバを利用することから、経済産業省ウェブサイトガイドラインに準拠したホームページを制作した

【サイトツリー】



【FAQの内容】

＜申請者向け＞

【地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰】 よくある質問 ＜事業者向け＞		
N項目	質問	回答
1	顕彰制度	「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰」とはどのような制度ですか。
2	顕彰制度	顕彰された事業者にはどのようなメリットがありますか。
3	公募	公募期間を教えてください。
4	公募	申請書類は何か必要ですか。
5	公募	申請書類の提出方法を教えてください。
6	申請要件	どのような事業が対象となりますか。
7	申請要件	個人または個人事業主でも申請することは可能ですか。
8	申請要件	法人格を有しない団体でも申請することは可能ですか。
9	申請要件	どのような事業者が申請できますか。
10	申請要件	異なる事業であれば、同一事業者が複数回申請できますか。
11	申請要件	これから実施する事業も評価されますか。
12	申請要件	最近始めた事業も申請の対象となりますか。
13	申請要件	再生可能エネルギーとは具体的にどのようなものですか。
14	審査	どのように審査されるのでしょうか。
15	審査	審査のポイントを教えてください。
16	地域共生マーク	地域共生マークはいつ付与されますか。
17	地域共生マーク	地域共生マークを使用する際のルールはありますか。
18	地域共生マーク	地域共生マークを自社のホームページに掲載することは可能でしょうか。
19	問合せ窓口	問合せの窓口はどこですか。

(7) 地域共生再エネ顕彰制度 ホームページの制作

【FAQの内容】

<市区町村向け>

【地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰】 <市区町村向けQ & A>		
N	項目	質問 回答
1	連携市区町村登録	何のために連携市区町村登録を行うのですか。 ある事業が地域共生型の事業といえるか否かを判断するためには、地域の実情をしっかりと把握したうえで、市区町村のご意見も参考としながら審査を行うことが重要です。したがって、本事業では、審査委員会で顕彰採択の可否を審査するに際して、申請事業が実施されている市区町村に、評価コメントの提出を依頼させていただきます。市区町村におかれては、評価コメントを通じて、地域の方針に合致する優良な事業について顕彰を受ける後押しをしたり、逆に地域でトラブルを抱えており顕彰を受けることが好ましくない事業について審査委員に情報を提供したりすることができます。このような顕彰の趣旨に御賛同頂いたことを表すために、「連携市区町村」としての御登録をお願いしております。
2	連携市区町村登録	連携市区町村の登録情報は公表されますか。 本サイトに掲載している「連携市区町村一覧」により登録年月、市区町村名を公表いたします。また、担当部署名、担当部署連絡先、市区町村のWEBサイト等のURLについては、ご希望に応じて「連携市区町村一覧」に掲載するかどうかを選択できます。
3	連携市区町村登録	連携市区町村登録を行わないとどうなりますか。 申請事業が審査委員会の審査を受けるためには、申請事業が実施されている市区町村が連携市区町村登録しており、かつ評価コメントが提出されることが条件となっています。したがって、連携市区町村登録が行われていない場合には、貴市区町村域内で実施されている事業は、顕彰を受けることができません。
4	連携市区町村登録	連携市区町村の登録はいつまでに行えば良いですか。 登録は随時受け付けておりますが、第1回公募に応募いただいた申請事業が審査委員会の審査を受けるためには、令和3年9月6日までに、申請事業が実施されている市区町村が連携市区町村に登録していることが必要です。
5	連携市区町村登録	連携市区町村登録をする前に、事業者が申請を提出したようです。どうなりますか。 申請があった際、申請事業が実施されている市区町村が連携市区町村として登録していない場合には、当該市区町村に対して、事務局から直接、登録のお願いをさせていただきます。これにより登録して頂いた場合には、申請事業は審査委員会の審査を受けることができます。
6	連携市区町村登録	連携市区町村登録をしましたが、この後はどのような流れになりますか。 貴市区町村域内で実施されている事業の申請があった際、事務局からご連絡いたしますので、評価コメントの提出をお願いいたします。なお、連携市区町村登録をして頂いても、域内から顕彰の申請がない場合や、申請に不備があり評価コメントの依頼まで進まない場合は、評価コメント等の依頼はいたしません
7	連携市区町村登録	連携市区町村の登録方法を教えてください。 本サイトより、「連携市区町村登録申請書」をダウンロードいただき、事務局（jim@saiene-kensyo.jp）までメールにてご提出ください。郵送又はFAXでのご提出は受け付けておりません。
8	連携市区町村登録	「連携市区町村登録申請書」に押印は必要ですか。 押印は不要です。なお、登録内容の確認のため、事務局から貴市区町村にご連絡する場合があります。
9	評価コメント	評価コメントの提出手順を教えてください。 貴市区町村域内で実施されている事業の申請があった際、事務局から評価の依頼を行い、提出された申請書類を送付いたします。申請書類の記載内容も参考に、評価コメント及び地域共生再エネ3要件の配点比率をご記入いただき、事務局（jim@saiene-kensyo.jp）までメールにてご提出ください。
10	評価コメント	評価コメントの提出はいつまでに行えば良いですか。 御依頼から3週間以内を目安として、事務局から提出期限をお知らせする予定です。
11	評価コメント	評価は、どのような観点で行うのですか。 評価コメントは、市区町村において把握されている客観的事実を記入いただく部分と、全体を通して主観的意見を記入いただく部分に分かれています。客観的事実を記入いただく部分には、市区町村において把握されている事実をご記入ください。主観的意見を記入いただく部分には、申請事業が顕彰を受けるべきか否かについて、市区町村としてのご意見を記入ください。詳細は、本サイトに掲載している「市区町村向けガイドライン」の10頁、及び「申請書類」の記入例もご参照ください。 【記入例】 客観的事実：〇〇地域で地域団体と協力し、〇〇という取り組みを実施している。 主観的意見：自治体の方針と一致する事業であるため、顕彰してほしい。
12	評価コメント	評価を行うために、申請事業について調査等を行わなければいけませんか。 評価コメントは市区町村において把握されている情報に基づいて記入して頂くこととしており、必ずしも調査等を行っていただく必要はありません。もっとも、適正な審査を行う観点から、できる限り地域の実情を把握していただき、評価コメントとして詳細に記入頂きますようお願いいたします。
13	評価コメント	評価できない項目がある場合、どうしたら良いですか。 当該項目について評価できない理由を記入してください。 【記入例】 ・本項目について情報を把握していないため評価できない。
14	評価コメント	評価コメントは、審査においてどのように反映されますか。 評価コメントは各審査委員に提供され、書類審査において評価コメントを踏まえた採点が行われます。また、最終的な採択可否を決定する審査委員会においても、評価コメントをもとに採択の決定に関して特段考慮すべき事情がないか確認いたします。
15	評価コメント	評価コメントの内容は公開されますか。 評価コメントの内容は公開されません。また、申請者に対しても通知されません。
16	配点比率の指定	申請ごとに地域共生再エネ3要件の配点比率を指定するのはなぜですか。 市区町村によって、必要とされる地域共生のあり方が異なることから、申請ごとに地域共生再エネ3要件の配点比率を指定していただき、どの要件が重視されるべきか、地域のニーズを反映することとしています。
17	配点比率の指定	地域共生再エネ3要件の配点比率は、どうやって決めたら良いのですか。 再エネに対する地域のニーズを把握・検討して頂き、どの要件を重視するかを反映して配点比率を決定してください。なお、3要件を全て重視する場合は、「均等」としてください。地域ニーズの把握方法については、「市区町村向けガイドライン」の11頁もご参照ください。
18	配点比率の指定	地域共生再エネ3要件の配点比率は、審査においてどのように反映されますか。 最終的な採択可否を決定する審査委員会において、各審査委員の採点に対して配点比率による補正を行い、補正後の点数を参考として、採択可否の協議を行います。
19	審査結果	審査の結果を知ることはできますか。 審査委員会による審査の結果は、評価コメントを提出いただいた連携市区町村にも通知いたします。なお、審査に至らずに不受理となった申請についても、申請内容をお知らせします。
20	顕彰後の取り扱い	顕彰が決まった後は、どのような対応が必要ですか。 数年に1回程度の頻度で、顕彰された事業のフォローアップを行う予定です。その際、再度の評価コメントをお願いする場合があります。また、その他必要に応じて、事務局から顕彰事業に関するお問い合わせをさせて頂く場合があります。
21	顕彰後の取り扱い	顕彰を受けた事業について、新しい情報を入手しました。どうしたらよいですか。 「新たな地域共生の取り組みが開始された」、「地域共生の取り組み内容に変更があった」、「住民との新たなトラブルや事故が発生した」等、地域共生の評価に影響すると思われる情報を入手された場合は、事務局までメール（jim@saiene-kensyo.jp）にて情報提供をお願いいたします。
22	問合せ窓口	連携市区町村登録、評価に関する問合せ窓口はどこですか。 お問い合わせは、事務局までメール（jim@saiene-kensyo.jp）にて、お気軽にご連絡ください。

(7) 地域共生再生エネ顕彰制度 ホームページの制作

【WEBサイトの内容】

＜公募の詳細＞



令和3年度 地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰の第2回公募について (公募期間：10月18日～11月5日)

《申請様式ダウンロード》

申請書様式

《連携市町村一覧》

連携市町村一覧

《応募資料》

公募要項

地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰制度

応募要項

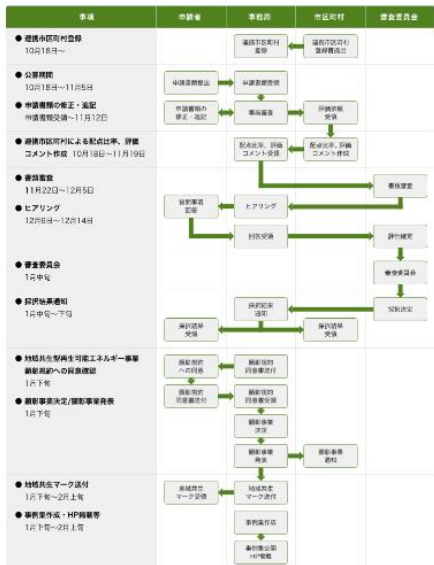
《よくある質問》

よくある質問(申請書)

※申請書のダウンロードは、申請書のダウンロードページから行えます。

《事業全体スケジュール(予定)》

※以下は概算スケジュールであり、実際のスケジュールは変更される可能性があります。



《審査項目一覧》

審査項目	
地域共生型再生可能エネルギー事業	【地域共生型再生可能エネルギー事業】 ● 地域共生型再生可能エネルギー事業の推進に貢献していることがわかるか ● 地域共生型再生可能エネルギー事業の推進に貢献していることがわかるか ● 地域共生型再生可能エネルギー事業の推進に貢献していることがわかるか ● 地域共生型再生可能エネルギー事業の推進に貢献していることがわかるか 【地域共生型再生可能エネルギー事業】 ● 地域共生型再生可能エネルギー事業の推進に貢献していることがわかるか ● 地域共生型再生可能エネルギー事業の推進に貢献していることがわかるか ● 地域共生型再生可能エネルギー事業の推進に貢献していることがわかるか ● 地域共生型再生可能エネルギー事業の推進に貢献していることがわかるか 【地域共生型再生可能エネルギー事業】 ● 地域共生型再生可能エネルギー事業の推進に貢献していることがわかるか ● 地域共生型再生可能エネルギー事業の推進に貢献していることがわかるか ● 地域共生型再生可能エネルギー事業の推進に貢献していることがわかるか ● 地域共生型再生可能エネルギー事業の推進に貢献していることがわかるか
事業性	● 地域共生型再生可能エネルギー事業の推進に貢献していることがわかるか ● 地域共生型再生可能エネルギー事業の推進に貢献していることがわかるか
生活環境	● 地域共生型再生可能エネルギー事業の推進に貢献していることがわかるか ● 地域共生型再生可能エネルギー事業の推進に貢献していることがわかるか
事業性・持続性	● 地域共生型再生可能エネルギー事業の推進に貢献していることがわかるか ● 地域共生型再生可能エネルギー事業の推進に貢献していることがわかるか
モデル性	● 地域共生型再生可能エネルギー事業の推進に貢献していることがわかるか ● 地域共生型再生可能エネルギー事業の推進に貢献していることがわかるか
新規性	● 地域共生型再生可能エネルギー事業の推進に貢献していることがわかるか ● 地域共生型再生可能エネルギー事業の推進に貢献していることがわかるか

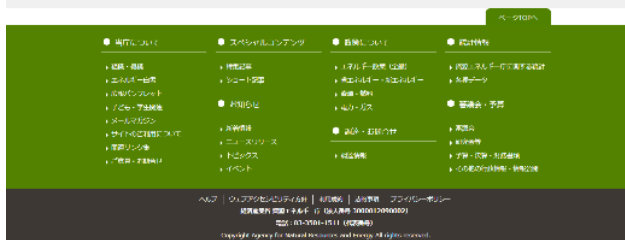
※上記の審査項目は、応募書類の審査項目であり、審査結果は、審査委員会から通知されます。

トップページ

お問い合わせ

〒980-0808 宮城県仙台市青葉区中央1丁目4番4号
地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰制度事務局(事務局) 緑の会仙台(事務局)
E-mail: jin@kaiene-henry.jp

お問い合わせは、メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受け付けません。
※上記のお問い合わせの情報は、住所(住所)を必ず「宮城県仙台市青葉区中央1丁目4番4号」(事務局)としてください。
※お問合せの情報は、お問い合わせの住所(住所)を必ず「宮城県仙台市青葉区中央1丁目4番4号」(事務局)としてください。



(7) 地域共生再エネ顕彰制度 ホームページの制作

【WEBサイトの内容】

＜よくある質問（申請者）＞



よくある質問（申請者）

● 第24号

Q1 「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰」とはどのような制度ですか。

A 「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰」事業とは、地域との共生を図りつつ、地域に於ける再生可能エネルギーの導入に取組み積極的な事業に対して、「地域共生マーク」を付与し顕彰することで、地域と共生した再生可能エネルギー事業の普及・促進を図ることを目的としています。

Q2 表彰された事業者にどのようなメリットがありますか。

A 本事業で表彰されますと、再生エネルギー庁のホームページや各種広報媒体に掲載され企業の認知度や信用力が高まり、地域住民の理解促進にも繋がります。
また地域共生マークの活用し、地域と共生する再生可能エネルギーの導入促進に協力関係改善委員会としてPRすることができます。

(7) 地域共生再エネ顕彰制度 ホームページの制作

【WEBサイトの内容】

<よくある質問（申請者）>

● 公募	
Q3	公募期間を教えてください。
A	第2期公募期間は今期3年10月18日(月)～11月5日(金)12時(必着)まで。
Q4	申請書類は何か必要ですか。
A	申請書・申請内容を記入する申請書、公称図、説明書、事業計画書等を提出していただきます。詳細は、公募要領の「添付書類の提出書類」をご覧ください。
Q5	申請書類の提出方法を教えてください。
A	申請書類は、電子ファイルとして、事務局のメールアドレスにご提出願います。郵送での提出は受け付けておりませんので、ご了承ください。お問い合わせは、お問い合わせください。

(7) 地域共生再エネ顕彰制度 ホームページの制作

【WEBサイトの内容】

<よくある質問（申請者）>

● 申請受付	
Q6	どのような事業が対象となりますか。
A	公募要領P3に記載の「1.3申請受付【申請事業の要件】」に示すべく満たしている事業が対象となります。
Q7	個人または個人事業主でも申請することは可能ですが。
A	個人事業主の場合、法人格を有する事業主であれば申請は可能です。 ただし、法人格を有さない事業主でも法人格を有する者との間で要件を満たす場合、申請者の要件を満たすことが必要である。法人格を有さない事業主が代表又は共同申請者として申請を提出する場合は、申請段階で相談してください。
Q8	法人格を有しない団体でも申請することは可能ですか。
A	原則として日本国内において法人格を有する者が要件となっており、 ただし、法人格を有さない事業主が代表法人格を有する者と同じ要件を満たす場合、申請者の要件を満たすことができるため、法人格を有さない事業主が代表又は共同申請者として申請を提出する場合は、事務局まで相談してください。
Q9	どのような事業が申請できますか。
A	公募要領P2に記載の「1.3申請受付【申請者の要件】」に示すべく満たしている事業主が対象となります。
Q10	異なる事業であれば、同一事業主が複数回申請できますか。
A	公募要領P1に申請者が受け付ける申請回数上限は20回/年度とし、公募要領P1に申請が20回に到達した場合、到達した日の24時まで申請を受け付けることができず、翌日から公募を停止いたします。
Q11	これから実施する事業も評価されますか。
A	申請する事業が9ヶ月以上の開始を済ませていることが条件となります。
Q12	最終締めの事業も申請の対象となりますか。
A	申請する事業が9ヶ月以上の開始を済ませていることが条件となります。
Q13	再生可能エネルギーとは具体的にどのようなものですか。
A	対象となる再生可能エネルギーは、太陽エネルギー（太陽光発電、太陽熱利用）、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマスエネルギー（バイオマス発電、バイオマス熱利用）、畜産副産物、牧草熱利用、畜山畜産副産物の飼料加工用エネルギー（飼料温度差発電、発酵発電、飼料・排泄物発電など）となります。

(7) 地域共生再エネ顕彰制度 ホームページの制作

【WEBサイトの内容】

＜よくある質問（市区町村）＞



(8) ロゴマークの運用

(8) ロゴマークの運用

【概要】

- ・本事業用に資源エネルギー庁にて制作したロゴマークについて、商標権等の知的財産権調査等を適切に行い、使用可能性を調査した
- ・また、商標出願等の不正利用を防止する対策を講じるための支援をおこない、ロゴマークの利用規約を作成した
- ・顕彰対象となった事業に対して、利用規約への同意を得た上で、ロゴマークの電子データ等を申請者に提供した

【調査対象ロゴ】

- ・以下3種類の図形について、商標調査を行った
- ・調査区分に関しては、本ロゴマークの使用用途や属性から、特許庁指定の1類から45類までの区分全体の中で、第39類、第41類においては詳細調査を行った
- ・その他の区分については簡易調査を行った

02B



04B



06A



【調査対象文字】

- ・「地域と共に再エネルギー」と「地域と共に再エネ」という文字について商標調査を行った
- ・上記同様調査区分に関しては、本ロゴマークの使用用途や属性から、第39類、第41類においては詳細調査を行った

【顕彰規約】

地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰規約

経済産業省 資源エネルギー庁

地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰事務局

目次

第 1 条 目的

- 1. 地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰の目的
- 2. 地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰規約の目的

第 2 条 顕彰の要件

- 1. 顕彰事業者等の要件
- 2. 顕彰事業の要件
- 3. 審査
- 4. 顕彰の規約への同意

第 3 条 顕彰事業の公表

- 1. 顕彰事業の公表
- 2. 顕彰事業の広報における活用

第 4 条 顕彰の更新

- 1. 顕彰の更新
- 2. 顕彰の取消措置
- 3. 顕彰の失効措置

第 5 条 地域共生マーク

- 1. 地域共生マークの付与
- 2. 使用方法
- 3. 地域共生マークの表示
- 4. 不正使用の禁止
- 5. 使用料
- 6. 期間

第 6 条 規約違反

第 7 条 改訂その他

1

第1条 目的

1. 地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰の目的

再生可能エネルギーの一層の導入拡大に向けて、再エネ事業が地元を受け入れられ、地域に定着することが重要である。そのためには、再エネ事業において、地域の雇用や産業の創出、観光振興、まちづくり、災害時の電力供給など、地域に裨益し、地域と共生する取組を実施していくことが効果的と考えられる。

そこで、「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰」（以下「本事業」という。）では、地域との共生を図りつつ、地域における再生可能エネルギーの導入に取り組む優良な事業に対して、「地域共生マーク」を付与し顕彰することで、地域と共生した再生可能エネルギー事業の普及・促進を図ることを目的とする。

2. 地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰規約の目的

地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰規約（以下「本規約」という。）は、本事業に申請し、審査委員会より顕彰事業として採択され、本規約へ同意した事業者等（以下「顕彰事業者等」という。）および顕彰事業者等が申請し、実施する事業（以下「顕彰事業」という。）に求める要件等、および「地域共生マーク」を使用するに際しての遵守事項を定める。

第2条 顕彰の要件

1. 顕彰事業者等の要件

顕彰事業者等は、採択された時点で下記の申請事業者の要件を満たし、顕彰後もこれらの要件を満たすことが求められる。

- (1) 代表申請者となる申請者は、「申請事業の要件」に定める事業を実施する者であること。
- (2) 共同申請者となる申請者は、「申請事業の要件」に定める事業を実施する者、又は当該事業の実施を支援する者であること。
- (3) 複数の者が共同で「申請事業の要件」に定める事業を実施する場合は、当該複数の者の全てが申請事業者であること。
- (4) 日本国内において法人格を有する者であること（自治体及び自治体が出資する事業者を含む）。
- (5) 本事業の目的を理解し、これに賛同する者であること。
- (6) 本事業の円滑な運営のため、事務局からの照会等に誠実に対応できる者であること。

2

- (7) 国の行政機関から補助金等停止措置又は指名停止措置等が講じられた者でないこと。
- (8) 違法行為を行っている、又は暴力団等の反社会的勢力と関係している等、事務局が社会通念等に照らして不適当であると判断する者でないこと。

2. 顕彰事業の要件

顕彰事業は、採択時点で下記の申請事業の要件を満たし、顕彰後もこれらの要件を満たすことが求められる。

- (1) 再生可能エネルギーによる発電設備、再生可能エネルギーによる熱供給設備又はその両方を使用して、再生可能エネルギーによる電気、再生可能エネルギーによる熱又はその両方を供給する事業であること（再生可能エネルギーと他のエネルギーとを組み合わせる場合を含む）。
- (2) 設備の安全性が確保されているとともに、当該事業についての住民理解を得ている事業であること。
- (3) 地域に貢献する事業であり、本事業が定める「地域共生再エネ 3 要件」（地域社会の産業基盤の構築、災害時の安定供給の確保、長期的な事業実行計画）の少なくともいずれかの趣旨に沿ったものであること。
- (4) 申請事業が 6 ヶ月以上の実績を有していること。
- (5) 申請事業が関連する市区町村が、本事業の連携市区町村として登録していること（関連する市区町村とは、顕彰事業における再生可能エネルギー設備、再生可能エネルギー供給設備又はその両方が設置されている市区町村とし、当該市区町村が複数ある場合には、該当する全ての市区町村とする）。
- (6) 申請事業において違法行為が行われている、申請事業に暴力団等の反社会的勢力が関係している等、事務局が社会通念等に照らして不適当であると判断する事業でないこと。

3. 審査

第 2 条第 1 項の顕彰事業者等の要件を満たす申請者が取り組む、第 2 条第 2 項の顕彰事業の要件を満たす事業を、資源エネルギー庁が組織する審査委員会において中立かつ公正に審査し、採択の可否を決定する。

4. 顕彰の規約への同意

審査委員会において採択決定された事業は、申請者による本規約の同意を以て顕彰事業として決定され、同時に地域共生マークを付与される。

3

【顕彰規約】

第3条 顕彰事業の公表

1. 顕彰事業の公表
 - (1) 顕彰事業として決定された事業は、資源エネルギー庁の顕彰 WEB サイトで公表する地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰一覧において、市区町村名、事業者名、事業名、顕彰年月等を公表する。
 - (2) 公表する地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰一覧は、顕彰の取消または失効の措置が講じられない限り、同サイトに常時掲載する。
2. 顕彰事業の広報における活用
 - (1) 本事業では、地域と共生した再生可能エネルギー事業を普及・促進するための事例集を作成して、都度更新する。
 - (2) 事例集は、原則として顕彰事業者が提出した申請書類及び事務局が取材した内容を基に作成する。
 - (3) 事例集の記載内容は事務局から顕彰事業者等へ公開前に送付し、掲載の同意を得ることとする。
 - (4) 事例集は、資源エネルギー庁の顕彰 WEB サイトで公開するとともに、メディアや展示会等を通じて広報に活用する。

4

第4条 顕彰の更新

1. 顕彰の更新
 - (1) 本事業では顕彰の更新を可能とし、顕彰の更新手続きによって顕彰年月の更新を可能とする。
 - (2) 顕彰の更新契機は以下の通りとする。
 - (ア) 事務局によるフォローアップ
本事業では、顕彰事業が顕彰後も地域共生の取組を継続しているかを確認するため、事務局による定期的な情報収集（フォローアップ）を2～3年ごとを実施する。
 - (イ) 顕彰事業者等からの申告
顕彰事業者等が国の支援措置を受ける際に、顕彰年月に関する条件付与が想定される。最後の顕彰年月が支援措置の条件を満たさず、顕彰年月の更新が必要となった場合、顕彰事業者等は事務局へ顕彰の更新を申告できる。
 - (3) 更新手続きは以下の通りとする。
 - (ア) 事務局が指定する書類（申請書類の更新部分のみを記載する簡易的なもの）の提出
 - (イ) 事務局による事前審査の実施
 - (ウ) 市区町村による評価コメントおよび地域共生再生エネ3要件の配点比率の受領
 - (エ) 資源エネルギー庁が組織する審査委員会による更新可否の決定
 - (オ) 顕彰事業者等へ更新結果の通知
2. 顕彰の取消措置
 - (1) 顕彰後に、顕彰を受けることが適切でなかった事実が判明した場合等、以下のいずれかに該当する場合には、事務局は当該事業に対して「顕彰の取消措置」を講じることとする。
 - (ア) 申請書類に事実とは異なる記載があり、申請者または申請事業の要件を満たさないことが判明した場合
 - (イ) その他事務局が顕彰の取消措置が必要と判断した場合
 - (2) 顕彰の取消措置の手順は以下の通りとする。
 - (ア) 事務局より対象の顕彰事業者へ顕彰の取消措置の事前通知を送付
 - (イ) 顕彰事業者等による異議申し立て
 - (ウ) 事務局より対象の顕彰事業者へ顕彰の取消措置の確定通知
 - (エ) 地域共生マークの使用停止および顕彰の取消に伴う誓約書の提出

5

(オ) 顕彰の取消措置の公表

※顕彰 WEB サイトで公表する地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰一覧に顕彰の取消措置を講じたことを記載するとともに、関連する市区町村にも通知する。

- (3) 本事業の顕彰を条件に受益している支援措置等の継続可否については、支援措置ごとに判断されることとする。
3. 顕彰の失効措置
 - (1) 顕彰時点では顕彰を受けることが適切であったが、顕彰後に適切でないものとなった事実が判明した場合等、以下に該当する場合には、事務局は当該事業に対して「顕彰の失効措置」を講じることとする。
 - (ア) 顕彰後に事業変更し、顕彰事業の要件または顕彰申請者等の要件を満たさないことが判明した場合
 - (イ) 事務局が依頼したフォローアップに真摯に対応しない場合
 - (ウ) その他事務局が顕彰の失効措置が必要と判断した場合
 - (2) 顕彰の失効措置の手順は以下の通りとする。
 - (ア) 事務局より対象の顕彰事業者等へ顕彰の失効措置の事前通知を送付
 - (イ) 顕彰事業者による異議申し立て
 - (ウ) 事務局より対象の顕彰事業者等へ顕彰の失効措置の確定通知
 - (エ) 地域共生マークの使用停止および顕彰の失効に伴う誓約書の提出
 - (オ) 顕彰の失効措置の公表
※顕彰 WEB サイトで公開する地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰一覧に顕彰の取消措置を講じたことを記載するとともに、関連する市区町村にも通知する。
 - (3) 本事業の顕彰を条件に受益している支援措置等の継続可否については、支援措置ごとに判断されることとする。

6

第5条 地域共生マーク

1. 地域共生マークの付与
 - (1) 顕彰の規約に同意した顕彰事業者等には、地域共生マークのマスターデータを付与し、その使用を認める。
 - (2) マスターデータは代表申請者宛に事務局からメールで送付する。
 - (3) マスターデータは Adobe Illustrator 形式で送付する。
2. 使用方法
 - (1) 顕彰事業者等が顕彰事業を取り扱う場合に限り、地域共生マークの使用を可能とする。
 - (2) 地域共生マークは顕彰年月とともに表示すること。
 - (3) 地域共生マークは必ずマスターデータを使用し、デザインを改変しないこと。
ただし、縦横の比率を改変しない限りにおいて、地域共生マークの拡大及び縮小を認める。
3. 地域共生マークの表示
 - (1) 使用サイズ
図示のサイズは、印刷物における規定値です。これ以下のサイズでは使用しないでください。
印刷物以外の場合は、条件が異なるため特別に定めませんが、個々の適用物に応じた再生可能な限界を、それぞれの最小使用サイズとします。



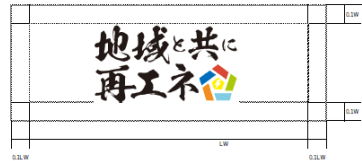
7

(8) ロゴマークの運用

【顕彰規約】

(2) アイソレーションエリア

ブランドシンボルが他の表示要素に紛れたり、影響を受けて印象が薄くなったりしないよう、ブランドシンボルの周囲にアイソレーションエリアを設けること。点線の中に文字や図形、パターンを表示しないこと。



(3) 地域共生マークと顕彰年月の表示例



4. 不正使用の禁止

(1) 地域共生マークを以下のように使用することを禁止する。

- (ア) 顕彰事業者等以外が使用すること
- (イ) 顕彰事業以外の事業等で使用し、またはそのように見える使用をすること
- (ウ) 法令や公序良俗に反するような方法で使用すること
- (エ) 本事業の趣旨に反するような方法で使用すること

(2) 事務局は、以下のような場合に、地域共生マークの使用を停止させることができる。

本規約に違反した場合、またはその疑いがあり、事務局からの是正指示に応じない場合

5. 使用料

顕彰事業者等は、地域共生マークを無償で使用することができる。

6. 期間

顕彰事業者等は、無期限で地域共生マークを使用することができる。

第6条 規約違反

1. 本規約に違反したことが判明した場合、第4条第3項で定める顕彰の失効措置を講じる可能性がある。

第7条 改訂その他

1. 本規約は、資源エネルギー庁により、事前の通知なく改訂される場合がある。

附則

施行日：令和3年7月

問合せ先

【資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギーシステム課】
〒100-8931 東京都千代田区麹町1-3-1 経済産業省 総合庁舎別館
電話：03-3580-2492

【地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰事務局（委託先：株式会社ジェイアール東日本企画）】

〒150-8508 東京都渋谷区恵比寿南1-5-5 JR 恵比寿ビル

E-mail：jim@saiene-kensyo.jp

※年度ごとに事務局が変更になる可能性がある。

（９）顕彰制度の普及・広報

101

(9) 顕彰制度の普及・広報

【広報の内容】

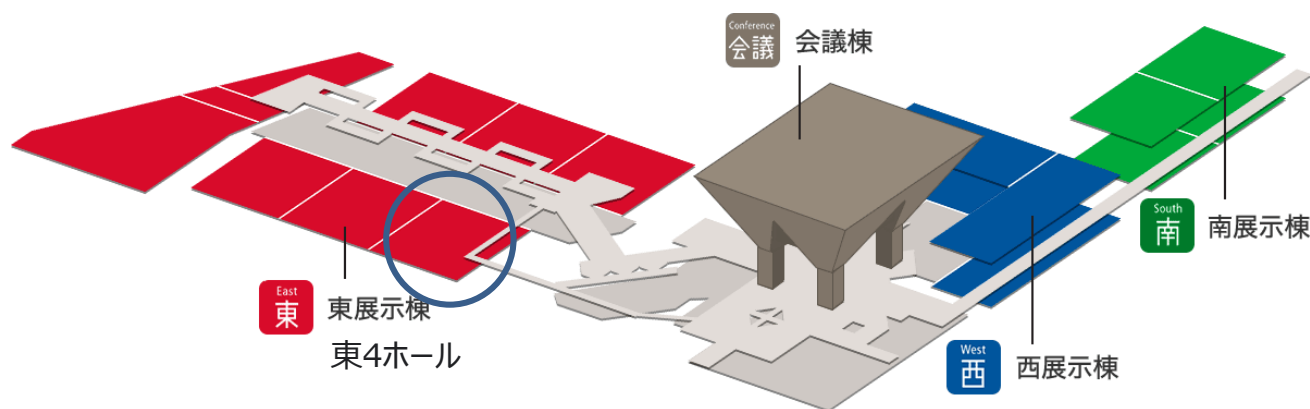
＜ENEXへの出展＞

「ENEX2022 第46回地球環境とエネルギーの調和」

経済産業省資源エネルギー庁ブース

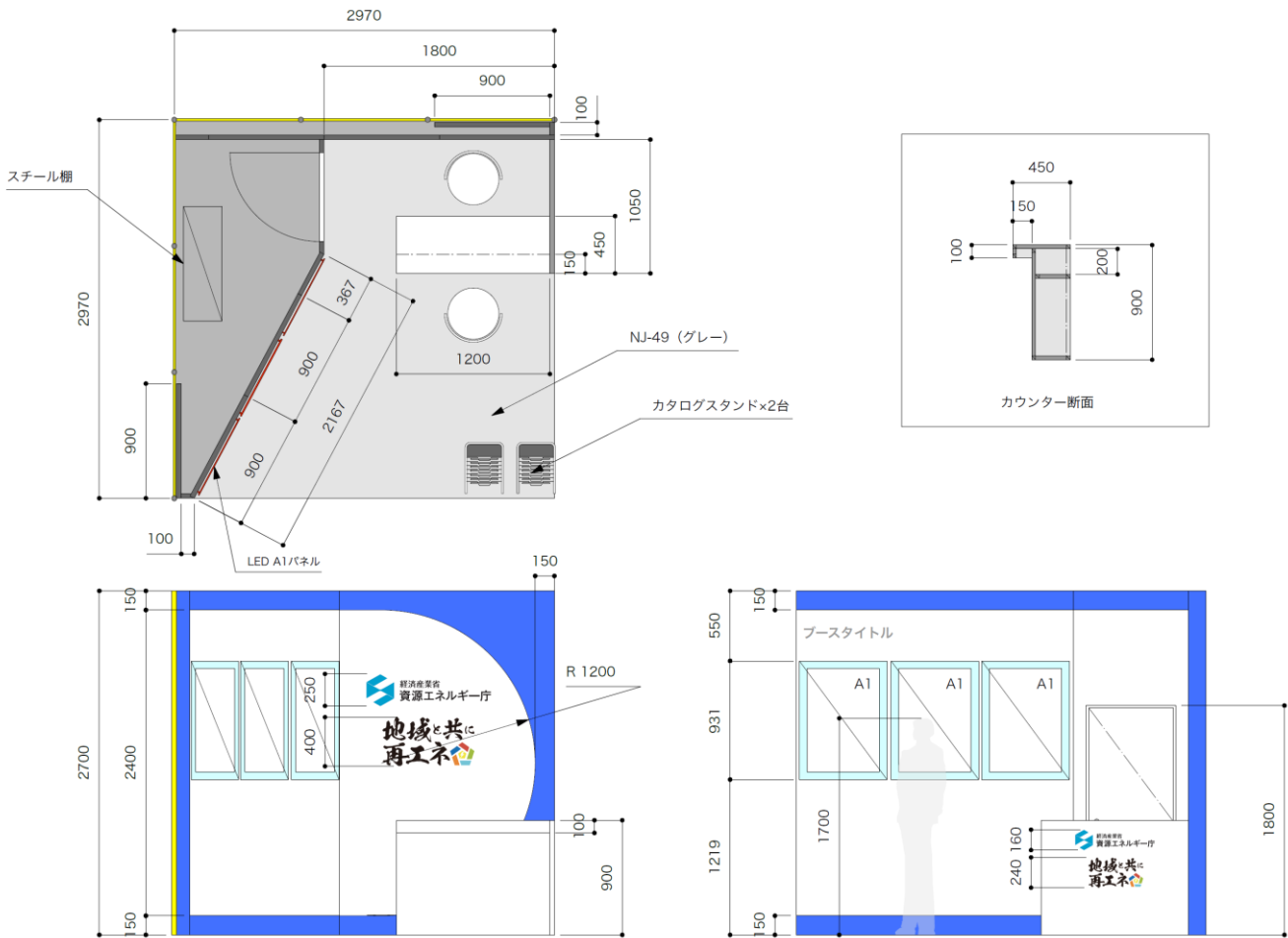
- 会期：2022年1月26日（水）～28日（金）
- 開催規模：出展小間数/229社・団体
- 後援：経済産業省、文部科学省、国土交通省、環境省、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、川崎市、さいたま市、千葉市、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本貿易振興機構、一般財団法人新エネルギー財団、東京商工会議所、株式会社TBSテレビ、株式会社フジテレビジョン、株式会社日刊工業新聞社、毎日新聞東京本社事業本部、株式会社日本経済新聞社（順不同）

- 会場：東京ビッグサイト東4ホール&会議棟
〒135-0063東京都江東区有明3-11-1



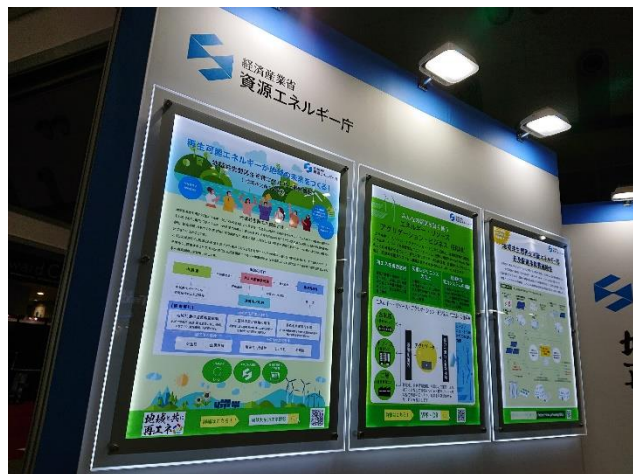
経済産業省 資源エネルギー庁

■ 経済産業省資源エネルギー庁 ブース図面



(9) 顕彰制度の普及・広報_ 展示会出展 2

■ 経済産業省資源エネルギー庁ブース写真 外観



(9) 顕彰制度の普及・広報_ 展示会出展 2

■ 経済産業省資源エネルギー庁ブース写真 開場～受付～接客 (初日の様子)



(9) 顕彰制度の普及・広報

【広報の内容】

＜事例集＞

表紙



概要



目次



事業者 風の松原自然エネルギー株式会社



【広報の内容】

＜事例集＞

事業者 株式会社モリショウ

裏表紙

中継事業活動

山林未利用材を利用した木質バイオマス発電による電力の地産地消と温排水を活用したハウス栽培

事業者 株式会社モリショウ 協賛企業 木質バイオマス発電所

協賛企業 株式会社グリーン発電大分 日田グリーン電力株式会社 日本ファルレスト株式会社 大分県日田市



発電所 企業参観の森づくり林整備

採択事業の経緯

(株)グリーン発電大分で発電した電気を地域の需要家に供給することを目的として、日田グリーン電力(株)を設立し、平成29年より日田市内の公共施設や全ての小中学校に電気の供給を行っている。これにより地元で採択された山林未利用材を用いて発電した電気を地域住民や子どもたちが利用する公民館や学校で使うという地産地消モデルが確立した。従来薪炭が主だった、間伐材や山林未利用材を一定水準の価値で買い取るなどにより、林業の活性化と山林環境の維持に貢献している。また、発電時に発生する温排水は、周辺地帯でのハウス栽培を行う農家に供給し、冬場のハウスの温度維持に利用している。従来は温排水を燃焼していたが、発電所の温排水を利用することで温床の使用を削減している。暖冬期には補助的に重油を使用する必要があるが、従来に比べて重油の使用量を3分の1程度に抑えられている(200万円程度の削減)。さらに従来の木質炭酸の確保に代わって、10〜20年で伐期を迎える「早生種」を植林するため、産出センターを開発し、カーボンニュートラルを機能させることも、従来から利用されているスギやシラカシだけでなく、ユーカリやカンクワスといった早生種の苗木を育成し、社員等に提供している。また、地域の方々に森づくりへの関心を深めていただくため、大分県や日田市と協賛を継続し、日田市の市有林に植林を行う「企業参観の森づくり」活動を継続して行っている。

地域共生型再生可能エネルギー事業の取り組み

域内に豊富にある森林資源の有効活用を希望する地元自治体の要請、事業採算性の高い山林保全事業の採算性向上、冬季のみ利用されがちな木質バイオマス燃料の連年利用による地産地消のエネルギー利用の確立など地域で抱える課題を解決する手段として地域産木質バイオマス発電事業を実施している。本事業により山林未利用材の切り出し、運送費、木質チップ製造など、発電事業に関連する様々な事業と電機を創出した。災害等で地域が停電した際には、地域住民の方々が避難場所として利用できるよう協定を締結しており、さらに万一に備え蓄電池(106V×50Ahを2台)を設置している。また、日田市内の森林組合や民間素材生産業者等を中心に「日田木質資源有効利用協議会」として、38社でネットワーク化し、山林未利用材の安定的な収集体制を確立しているため、自治体の長期的な運営が可能である。

顕彰事業家からのコメント

林業の振興に努めることをベースにしつつ、資源の有効活用を推進するため、木質系の廃棄物のリサイクルによるチップ製造にも引き継ぎ力を入れていく。また、カーボンニュートラルの実現性を高めるため社員への植林を推進するほか、ジョブレットを活用して輸送や営業に用いる自動車や工場で使用する重油の化石燃料の燃焼から発生する二酸化炭素のオフセットも積極的にやっている。将来的には日田市を中心として九州地方で地産地消の電気がさらに浸透するように日田市とも連携して取組みに取り組んでいきたい。

地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰制度関連実施事業

110

(1 0) 令和 4 年度以降の改善点に関する検討

(10) 令和4年度以降の改善点に関する検討

【概要】

- ・委員や事業者、市区町村等から次年度の対するご意見をいただいた
- ・改善に向けて次年度以降の検討事項を整理した